

令和 4 年

# 第 3 回 忠岡町議会定例会会議録

開 会 令和 4 年 9 月 8 日

閉 会 令和 4 年 9 月 2 9 日

忠 岡 町 議 会

令和4年 第3回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

令和4年9月8日午前10時、第3回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	住民部長	谷野 栄二
住民部次長兼生活環境課長		健康福祉部長	泉元 喜則
	新城 正俊	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長兼消防予防課長	岸田 健二		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席であります。会議は、成立しております。

ただいまから、令和4年第3回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和4年第3回忠岡町議会定例会議事日程 (第1日目) について、ご報告申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 一般質問

以上のとおりでございます。

議長 (和田 善臣議員)

第3回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出があります。

発言を許します。

町長 (杉原 健士町長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (杉原 健士町長)

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、令和4年第3回忠岡町議会定例会の開会を招集いたしましたところ、

議員皆様方には公私何かとお忙しい中にもかかわらずご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、今後のごみ処理の方針でございますが、私は、議会時代から私なりに焼却施設の運営について他市の施設を視察に行くなど、調査研究を行ってまいりました。その中で、この小さな町で単独で運営するのは財政的に負担が大きい。近隣市との広域化を進めるべきとのことを申し上げてまいりました。

そのような中、町長就任後、さらに調査を深め、広域化のために近隣市との折衝や、新しい手法である公民連携方式による運営について検討を重ねてまいりましたが、このたび、住民サービスの低下を招くことなく経費の削減が見込めるのは公民連携方式であるとの考えに至ったところであります。

まず、住民サービスを第一に、そして忠岡町の今後の財政負担を慎重に考え、熟慮に熟慮を重ねた判断でございますので、住民の皆様、そして議員の皆様におかれましては、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

本定例会には、それに関連いたします条例改正案、またその予算を含む補正予算の議案などを上程させていただいております。どうかご賛同、ご可決くださいますようお願い申し上げます。開会のご挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、9番・前川和也議員、10番・今奈良幸子議員を指名いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は、本日より9月29日までの22日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、9月29日までの22日間と決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員、北村 孝議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、報告を許します。

監査委員（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

監査委員（北村 孝議員）

おはようございます。ただいまより、例月出納検査報告を行います。

例月出納検査について報告をいたします。

ここに、報告申し上げますのは、令和4年6月28日、7月27日及び8月26日に行いました内容で、帳簿等は、それぞれ同年5月31日、6月30日及び7月31日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での的確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告をいたします。

監査委員 北村 孝

議長（和田 善臣議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（和田 善臣議員）

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

まず初めに、今奈良幸子議員の発言を許します。今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

呈祥会・大阪維新の会の今奈良幸子です。議長のお許しを頂きましたので、まず教育・福祉について、（仮称）東忠岡地区認定こども園についての統一の質問にまいります。

本年9月の広報紙にて、幼保連携型認定こども園忠岡町立東忠岡こども園と正式に決まったことを確認しましたので、通告書の名称変更をお願いいたします。

1月に東忠岡小学校で個人懇談があった際、学校側から工事の様子を拝見しており、そろそろ完成する時期かと大変楽しみにしておりました。現在の工事の進捗状況は順調に進んでいるのか、園舎移動のスケジュールと併せて教えてください。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

工事につきましては、滞ることなく順調に進んでおりますので、スケジュール変更はございません。9月末に園舎の引き渡しが完了しまして、10月8日、土曜日から10日、月曜日、祝日の間で、引っ越し並びに保育の準備作業を行う予定となっております。それで、10月11日、火曜日から新園舎での教育、保育が始まる予定というふうになっております。

10番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

順調に進んでいるようで、何よりです。

次に、引っ越し後の幼稚園、保育所で催される行事について教えてください。幼稚園では、新型コロナウイルス感染拡大前の2019年は、9月に運動会が行われていたように思います。確定している範囲でお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

今後の行事につきましては、当初の予定どおり、運動会を東忠岡小学校の校庭をお借りして実施する予定となっております。時期につきましては、10月の下旬を予定しております。また、発表会や卒園式につきましては、新しい園舎での遊戯室を活用して実施する予定となっております。

10番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。

10月8日から10日の3日間で引っ越し作業を完了し、さらに保育の準備を行うことになり、先生方も大変だと思います。報告、連絡、相談を密に取り、スムーズな作業の遂行をお願いいたします。また、10月11日から新しい場所での活動が始まり、10月下旬に運動会の開催とのことですので、子どもたち、先生方、保護者が、心・体ともに無理のないようによろしくをお願いいたします。

続いて、問2に移ります。本年6月27日にこども園整備に係る説明会が、ふれあいホールと東忠岡保育所遊戯室で行われました。会の終了後に、参加された方々から質問または問題点の指摘などございませんでしょうか。忌憚のない意見など出ておりましたら、教えてください。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

6月27日に開催しました保護者説明会につきましては、午後1時からふれあいホールで、午後6時半から保育所で開催をしました。ふれあいホールでは33名、保育所では22名の保護者の参加がございました。説明終了後に質疑応答の時間を取らせていただいておりますが、その際には特段ご質問はございませんでした。

10番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ご質問はなかったとの答弁でした。参加された方々は、一方的に聞くことに徹していたため、要望を発信したり、双方が意見交換できなかつたと聞いております。これは説明会という性質上、仕方ないと捉える一方で、今年度の施政方針での一般質問でもお伝えしていますとおり、やはり保護者の方々との意見交換会が必要だったのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

確かに議員ご指摘のとおり、説明会となりますと、保護者にとってはその場で発言することに抵抗を感じる方が多いと思います。今回につきましては、既に決まっていることを説明する場でありましたので、意見交換とはならなかったようでございます。

意見交換会ということでご指摘がございましたけども、以前、教育委員会としましては、保護者と話し合いをしたということでございますが、東忠岡地区のこども園の整備が決まった3年前なんですけども、保護者の方から要望がございまして、保護者が集まる機会に参加させていただいた経過がございます。幼稚園では、学年ごとに保護者が集まるということで3回ほど、また保育所では保護者会総会時の1回、足を運ばせていただいたところでございます。特に幼稚園では、膝と膝を突き合わせてというやり方でございましたので、様々なご意見、ご要望を伺ったところでございます。当然全てのご意見、ご要望について100%お応えすることはできませんが、できる範囲で今回のこども園整備にも取

り入れさせていただいたところでございます。

10番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

3年前に現場に足を運び、声を聞いてくださる機会を設けていただいているとお聞きし、大変うれしく思います。保護者の声を聞く機会は、平常時とコロナ禍ではどのように、どれくらいの頻度であったのか、教えてください。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

幼稚園では、保護者と園長が話し合う場を毎月1回設けておりました。また、保育所では学期ごとに個人面談を実施しておりましたが、残念ながらコロナ禍になってからは定期的には実施できておりません。

10番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

コロナ禍でなかなかそのような機会が設けられていないということは、少し残念です。続きまして、問3の項目についてお尋ねします。

10月より園舎を移動することにより、保護者、園児たちは、不安を感じるが増えつつあるのではないかと先生方にとっても初めてのことで、どのように園や教室を運営すればよいのかと迷われているかと察します。子どもたちを主体に考え、保護者、先生方がチームになってつながり合って乗り越えていただきたいと思います。そのためには、コミュニケーション、連携が大切ではあるが、どのように仕組みをつくれるか、お考えをお聞かせください。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

先ほども申し上げましたが、保育所につきましては学期に1回は個人面談を実施しております。幼稚園については、毎月、希望する保護者と施設長とが話し合いの場を設けております。現在は、コロナ禍の影響で定期的な開催はできておりませんが、今後も引き続き実施をすることで、保護者の声に耳を傾けてまいりたいというふうに考えております。



また、こども園になった後も保護者会というものを存続させますので、保護者に参加、協力していただく会としましては存続しますので、そのような会も活用していただければというふうに考えております。

いずれにしましても、引き続き保護者のご意見、ご要望につきましては、丁寧な対応を心がけてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

10番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。こども園を開園していく中で、予想していなかった事象も起こり得ると思いますので、その時その時に臨機応変な対応を期待しております。

続きまして、問4に移ります。こども園の保護者説明会において新たな展開への理解を得られるよう、資料が用意されておりました。その中に、保育サービスの充実、子育て支援の充実と書かれています。初めに、その内容を具体的に教えてください。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

保育サービスの拡充の具体策につきましては、幼稚園では施設の関係もあり、今までは外部業者からの配送のお弁当で対応しておりましたが、こども園では自園調理となることから、保育所の子どもたちと同様、全ての子どもたちに温かい手づくり給食の提供をいたします。なお、費用負担に関しましては、これまでどおり無償となっております。

また、令和5年7月に完成予定の新たな公立の子育て支援センターにおいては、子育て中の親子の居場所や交流の場、子育て相談、子育て情報の提供などを通して、地域の子育て支援拠点として安心して子育てができ、喜びが実感できる環境づくりに努めてまいります。

10番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。公立の子育て支援センターができ、地域の子育ての拠点としてどのように発展していくのか、大変楽しみです。

立て続けに2つお聞きします。

1つ目は、幼稚園が認定こども園になることのメリット、2つ目は保育所が認定こど

も園に変わることのメリットをお聞かせください。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

まずは、子どもたちにとってのメリットとしまして、幼稚園では先ほども申し上げましたが、給食が自園調理となることや、今まではプールがなかったので水遊びしかできませんでしたが、プール遊びができることといった施設面でのメリットになろうかと考えております。

保育所については、3歳児から毎日4時間程度の共通時間が設けられ、幼稚園の子どもたちと一緒に共に学び、共に育つ時間を過ごすこととなります。

これがこども園となることの最大のメリットであり、今まで幼稚園と保育所といった別々の施設での生活でしたが、こども園として同じ施設で、また広い園庭で伸び伸びと遊ぶことで、共に学び、共に育つ、遊びを通して様々なことを学んでいくことで、小学校に就学する際に、全ての子どもたちが同じ教育・保育を受けることができるようになることであるというふうに考えております。

また、保護者にとりましても、新しいICTシステムを導入することで、今までは施設からの一方的な連絡しかできませんでしたが、双方向での連絡が可能となります。また、就労の状況に関係なく子どもを預けることが可能となるなどのメリットがあると考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

10番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

認定こども園を迎えるに当たって、子どもたち、保護者の方々が楽しみであると感じられるような支援が必要ですので、引き続き対応をよろしくお願いいたします。

認定こども園を開園するに当たって、先生方のスキルアップが欠かせません。併せて、心のケアへの潜在的なニーズもあろうかと思えます。園に幼児教育アドバイザーのような専門の方を配置するお考えはございませんでしょうか。

新しくできるこども園にとって、また園に通う子どもたちのために取り組むべきことは何なのか、客観的に判断し、園としての在り方を常に考え続ける仕組みづくりが必要不可欠であると考えます。いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員ご指摘の職員のスキルアップの1つに、今、職員研修というものがあると考えております。これまでの職員研修は、単発で年に数回、研修という形で実施しておりましたので、継続的な指導ではないということで、なかなか実践に取り入れるところまではできておりませんでした。

しかしながら、こども園化に向け、数年前から研修の実施方法を見直ししており、具体的には年間を通して同じ先生に依頼をし、年に10回程度、園に来ていただき、総合的かつ継続的に指導していただくという方法に変更しております。

こども園となる来年度以降についても、引き続き同様の対応を考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

10番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員、これで3回過ぎていきますので、一言言って、次の質問に移ってください。

10番（今奈良幸子議員）

はい。研修という言葉を見ると、アドバイザー対現場の先生全員であり、1対多数のため、個人に向けてではないと思います。アドバイザーが現場の先生一人一人に向けてアドバイスをしていくような指導を私は考えております。前向きな検討をよろしくお願いいたします。

次に、里親の課題と現状についての問1に参ります。

厚生労働省において里親制度は、様々な事情で家族と離れて暮らす子どもを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって養育する制度であると述べられています。児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童、保護者のない児童、または保護者に監護させることが不適切であると認められる児童の養育を委託する制度であり、その推進を図るために、平成14年度に親族里親、専門里親を創設。平成20年の児童福祉法改正で、養育里親と養子縁組を希望する里親とを制度上、区分。平成21年度から養育里親と専門里親について、研修を義務化。平成29年度から里親の新規開拓から委託事業の自立支援までの一貫した里親支援を、都道府県、児童相談所の業務として位置づけるとともに、養子縁組里親を法定化し、研修の義務化を行っています。

平成28年、児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭の養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決、パーマネンシー保障や、里親による養育を推進することを明確にしています。

様々な事情で家族と離れて暮らす子どもは、まず乳児院や児童養護施設といった施設に行くイメージが強くありますが、時代とともに流れは変わってきています。公益財団法人全国里親会のホームページにも、幼い乳児や児童には特定の大人との関係が必要です。こ

れがないと愛着障がいを起こすからです。子どもは、安全なベースがあって初めて外の世界への興味を持って、自我が芽生え、成長することができます。愛着障がいのまま生育すると、自信を持たず、コミュニケーション能力が劣り、大人になっても就職ができない、反社会的な行動をとるなどのリスクが高くなると言われています。児童にとっては、実親に取って代わる深い愛情を持って育ててくれる親代わりの里親が必要です。近年、児童虐待の増加により、実親に養育を任せられない児童が増加しています。心や体に傷を負った子どもたちを里親の温かい家庭で受け入れ、子どもらしい生活をさせていく必要がありますと述べられています。

大阪府の予算編成過程公表サイトを閲覧すると、里親委託率の目標は、令和11年度に42%と掲げられておりますが、令和2年度の実績は14.8%にとどまっており、少し残念な実情です。

そこで、お聞きします。初めに本町の里親の状況をお示してください。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

本町の里親の状況は、担当窓口である大阪府岸和田子ども家庭センターより、「はぐくみホーム」と言われている養育里親として登録されている件数は、1件とお聞きしております。

10番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

現状、町内には養育里親として登録されている方が1組ということを知り、認知度は低いと思われまふ。まず、里親とはどのようなものがあるのか、教えていただけますか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

里親の種類ですけれども、「はぐくみホーム」と言われている養育里親は、事情があつて家庭で育てられない子どもを、家庭に戻るまでの間や自立するまでの間の一定期間、家庭で育ててくださる方でございます。

専門里親は、虐待などで心身ともに傷ついた子どもに対し、経験と専門的知識を生かし、家庭で育ててくださる方でございます。

養子縁組里親は、保護者が育てられない子どもを養子として育ててくださる方でございます。

親族里親は、保護者が行方不明等の事情により子どもを養育できなくなった場合、子どもの親族、祖父母、兄弟等で育ててくださる方でございます。

あと、週末里親は、児童養護施設等で生活する子どもと、週末や夏休み等に家庭で過ごしてくださる方となっております。

10番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。里親には5つのパターンがあることが分かりました。町民でこのような里親について理解を深めている方はどれぐらいの割合でいるとお考えでしょうか。里親について知りたい場合、どこに行けばよいのか、併せて教えてください。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

里親制度について、言葉は知っていても、その内容や制度について詳しく知っておられる方は少ないと思われます。里親について詳しく知りたい方は、お住まいの市町村を担当する子ども家庭センターへご連絡ください。忠岡町の場合は、岸和田子ども家庭センターになります。

また、「里親支援機関つむぎ」という機関がございます、社会福祉法人和泉乳児院にございます。こちらでも相談に乗っていただけます。

10番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。里親において子ども家庭センター、もしくは「里親支援機関つむぎ」に相談するとよいことが分かりました。

続いて、問2に移ります。

里親について、子ども家庭センターと自治体の役割はどのようになっているのか。また、情報等の連携はどのようになっているのか、教えてください。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

大阪府下では、大阪市、堺市と合わせて、大阪府の6か所の子ども家庭センターと合わ

せて、合計8か所の子ども家庭センターで、子どもが心身ともに健やかに育成されるため、里親等での養育推進に向けて包括的な里親支援体制の構築に向けて取り組まれております。

昨年は、岸和田子ども家庭センター及び乳児院、児童養護施設の主催による里親説明会をふれあいホールで実施されました。また、本町民生委員、児童委員に対し、児童養護施設の方から里親制度についての研修会を実施しております。さらに、ここ数年はコロナ禍で開催されておりましたが、忠岡町社会福祉協議会のふれあい大会において、里親制度に関する啓発ブースを設置しており、今年度も設置する予定となっております。

今後におきましても、本町といたしましては、岸和田子ども家庭センターと連携し、里親制度の広報・啓発活動として、関係団体によるイベントや研修会への協力、また引き続きポスターの掲示、パンフレット等の配架等を実施してまいります。

10番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ふれあいホールで実施された里親説明会には、30名くらいの方が参加されたと聞いております。民生委員、児童委員に対して研修会をされておりますが、結果として里親登録増加にはつながっていないのが現実です。実のある里親啓発活動にしなければ意味がないと思います。広報・啓発活動の在り方の見直しが必要ではないでしょうか。町のホームページに大阪府の里親通信や里親相談会の日程ページのリンクを張る、広報紙の間に里親のチラシを入れるなど、新たな啓発活動を考えていただきたいです。いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

広報の具体例でございますけれども、ホームページにリンクを張り付けるであるとか、府の広報チラシにつきましては、回覧板等で各家庭で目にすることができるように検討してまいります。

（北村議員「議長、暫時休憩お願いします」と呼ぶ）

議長（和田 善臣議員）

ただいま、北村議員のほうから暫時休憩の申出がありました。

それでは、5分、暫時休憩いたします。再開は10時35分から再開いたします。

（「午前10時30分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午前10時35分」再開)  
(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(和田 善臣議員)

先ほど北村議員のほうから動議がありまして、質問の仕方、あるいはその内容、進め方ですね。そういったところでちょっと問題点があるのではないかということですので、今日はこのまま続けていただきますが、今後その辺、課題として、またこちらのほうから注意させていただきます。

続けてどうぞ。今奈良議員。

10番(今奈良幸子議員)

そのことを踏まえて、最後の質問の間3に参ります。

平成29年8月2日、新たな社会養育の在り方に関する検討会において取りまとめ、公表された社会的養育ビジョンの概要において、市区町村の子ども家庭支援体制の構築において、市区町村子ども家庭総合支援拠点の全国展開と人材の専門性の向上により、子どものニーズに合ったソーシャルワークをできる体制をおおむね5年以内に確保すること。子どもへの直接的支援事業、派遣型や親子入所支援の創設などの支援メニューの充実を図ること。児童相談所の指導委託措置として行われる在宅措置、通所措置が適切に行える手法を明確にし、支援内容に応じた公的な費用負担を行う制度をできるだけ早く構築することと示されていますが、里親においての課題をどう捉え、これから本町として具体的にどのように取り組むのか、お考えをお示してください。

議長(和田 善臣議員)

泉元部長。

健康福祉部(泉元 喜則部長)

里親への支援体制につきましては、平成28年、改正児童福祉法において、家庭養育優先の理念が規定され、国・地方公共団体の責務として、家庭と同様の環境における養育の推進等が明記されました。

これは、国及び地方公共団体は、まずは実親による養育を支援し、家庭における養育が適当でない場合、養子縁組や里親等による家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう必要な措置を講じることとするものです。

このような家庭養育優先の理念の下、様々な事情により家庭を離れて生活しなければならない子どもを受け入れ、特定の大人との愛着関係の下で養育を行う里親等は、子どもの健やかな成長に重要な役割を果たします。また、家庭生活を体験し、家族のありようや人間関係の築き方を学ぶことが、子どもにとって将来自分の家庭を築く際のモデルになることも期待されます。

昨今、地域の変化、家庭の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められており、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮して、全ての子ども家庭を支援するために、身近な市町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実が求められており、本町におきましても子ども支援体制を構築し、対応を行っておりますが、さらに職員の専門性の向上に努めてまいります。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実、そして職員の専門性の向上に努めることも大切です。ですが、里親を増やさなければ、子どもの支援メニューが増えることはないと思います。まず、里親という考えがみんなにとっての常識になることが優先ではないでしょうか。岸和田子ども家庭センターと情報共有をしっかりと行い、子どもの権利を守っていくためにも、本町にできることを一緒に考えていただきたいです。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、今奈良幸子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、北村 孝議員の発言を許します。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

議長のお許しを頂きましたので、3番・北村孝、公明党、これから質問をさせていただきます。

まず、男性トイレにサニタリーボックス、いわゆる汚物入れの設置についてでございます。

男性特有の前立腺がんや、男性に多い膀胱がんなどの手術後に、排尿コントロールが難しくなり、尿漏れパッドを使わざるを得ない人のニーズに応えるために、使用済みの尿漏れパッドを捨てるサニタリーボックスを男性トイレの個室に設置する動きが、公共施設や商業施設で広がっていると報道されております。

国立がんセンターが2018年にまとめた統計によりますと、前立腺がんと診断された男性は約9万2,000人、膀胱がんは1万7,500人に上る。これらのがんは、手術



後、頻尿や尿漏れの病状が起こりやすくなり、このため手術を受けた男性は、尿漏れパッドを着用することが多いと伺います。しかし、公共施設などの男性トイレの個室にはサニタリーボックスの設置が進んでおらず、パッドを捨てる場所がないため、外出先から自宅までビニール袋などに入れて持ち帰らざるを得ない人が数多くいると伺います。こうした方々のニーズに応えるためにも、来庁、来館の多い施設の男性トイレの個室にサニタリーボックスの設置をされてはと思います。見解をお伺いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

前立腺がんや膀胱がんの患者さんが尿漏れを経験しますが、その多くは数か月から半年後までには日常生活に支障がない程度に回復をしています。一方、半年を過ぎても尿漏れが続き、その後も症状が改善しない患者さんもおられるとのことでもあります。また、加齢による尿失禁で悩まれている方もおられることは認識しております。

議員仰せのとおり、トイレにサニタリーボックスがあれば、使用済みのパッドを持ち帰らずに廃棄できるため、安心して外出をすることができます。町内施設の多目的トイレの一部にサニタリーボックスを設置しておりますが、多目的トイレ以外の男性用個室トイレについても、スペースも考慮しながら設置に向け考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3番（北村 孝議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

私もここの庁舎内だけ、忠岡に公共施設って、大きく言えば、文化会館、このシビックセンター等でありますけど、先ほどの質問の中にも、数多く来庁されるいわゆるふれあいホールとか、その辺はちょっと鍵がかかってましたので、私ちょっと確認できてないんですけど、1階から6階まで確認させていただきまして、確かに多目的トイレにはサニタリーボックスが設置されております。この6階には残念ながら、今日も多くの傍聴の方がいらっしゃってますけど、この6階にはその多目的トイレにも設置されていないと、これが現状でありまして、要は多目的トイレというのは女性の方も当然お使いになるわけで、男性トイレの個室に置くということに意味があるので、この辺しっかりと取り組んでいただきたいと、このように思います。答弁。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

スペースも考え、設置に向け検討させていただきます。よろしくお願いします。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ありがとうございます。最後に、日本骨髄バンクの評議員の女性の方のお話をさせていただいて、この質問は終わりたいと思います。

日本骨髄バンク評議員の女性の方のお話ですが、白血病やがん患者の支援に取り組む中で、昨年、この問題を知りました。生理用品を捨てるため女性トイレの個室には当たり前にあるサニタリーボックスが、男性トイレには置かれていないことがまず驚きでした。尿漏れパッドを着用している男性は、恥ずかしさからなかなか声を上げられない一方、当事者以外の男性は問題意識を持ちづらいのだとも感じました。ボックスの設置は、赤ちゃんのおむつ替えをするお父さんや、LGBTなど性的少数者への配慮にもつながりますとも、こういうふうにもおっしゃっておりますので、よろしくお願いいたします。

続いての質問に移らせていただきます。空き家対策についてであります。

2015年5月に全面施行された空き家対策特別措置法に基づき、空き家の適正な管理を進めるための計画を策定した自治体は、今年3月末時点で1,397市区町村に上ったとされます。これは国土交通省が明らかにしたもので、全自治体の8割が対策をつくり終えたと聞きます。さらに、計画の推進に向けて不動産の専門家などで構成される法定協議会も5割を超える自治体で設置と。こうした取組により、14万2,528件の管理不全の空き家の除却や修繕が行われました。これは特措法の効果にほかならない。

特措法は、固定資産税の納税情報を活用した空き家所有者の特定、倒壊などのおそれがある空き家への立ち入り調査や所有者への除却命令、命令に従わない場合の除却の代執行などを市区町村に認めております。さらに、対策に必要な費用を国や都道府県が補助する仕組みも整えたと伺っております。管理が不十分な空き家は、老朽化による倒壊のおそれに加え、治安や防災、衛生などの点で地域環境に及ぼす影響が大きい。

いまだ全国には約849万の空き家があり、対策を一段と進める必要があります。そこで、空き家の除却や修繕だけにとどめず、地域活性化や観光資源に生かす取組が求められているのではないのでしょうか。自治体の中には、子育て世帯や高齢者を対象にリフォームした空き家を低家賃で貸し出したり、また、若者支援の一環として、大学生向けのシェアハウスやアトリエに空き家を使う試みのほか、古民家として再生して観光資源にする取組も注目をされております。こういった空き家物件情報を地方公共団体のホームページ上などで提供する仕組み、いわゆる空き家バンクであります。行政側は地元の方々から広報紙やホームページなどで空き家情報を広く募集し、移住、交流希望者向けの物件情報を収

集している制度にも取り組んではとありますが、見解をお伺いいたします。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

本年度より忠岡町空き家等対策協議会を設置いたしたく、発足の準備を進めているところでございます。当協議会では、忠岡町空き家等対策計画の見直しなどを見据え、その中で空き家の利活用の促進化策を模索してまいりたいと考えております。

また、当協議会においては、宅地建物取引業協会より委員の推薦をお願いし、専門的知見及び他の委員の方々の意見を拝聴し、空き家バンクなどの空き家の活性化策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

6月の定例会で、附属機関に関する条例の一部改正で、忠岡町空き家等対策協議会が設置される議案が可決されました。こういったこともありますので、しっかりとこの空き家については取り組んでいていただきたい。

近隣市でも、泉大津、和泉市、多くの自治体がこの空き家バンク等も実施しておりますので、その辺も調査研究をしっかりとしながら、町内においてもかなり危ない、倒壊のおそれのある物件については、近年、更地にされて、そういったこともある程度は回避されているのかと思いますけども、まだまだやっぱりそういった一般の空き家の物件が多く見られます。

というのも、一戸建て住宅が非常に買いやすいような形にもなっておりますので、そういったところで、そういった文化住宅、またハイツ、そういったマンション等なんかも結構空き家が増えてきているのかなと、こういうような感があります。しっかりとこの辺も、治安とか、そういったいろいろな部分で心配される部分がありますので、取り組んでいていただいて、この6月に設置されました忠岡町空き家対策協議会でしっかりと議論されて、少しでも前に進めていただけるように取り組んでいていただきたい、このように思いますので、もう一度ご答弁お願ひいたします。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議員お示しのとおり、その協議会の中で少しでも空き家を有効活用するような話も検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

この協議会の中にも、不動産関係の方も委員の中でいらっしゃるということで、しっかりこの辺の専門的な見地からも十分研究しながら、前に進めていっていただきたいと。実のある協議会にしていいただきたいと、こう願います。

以上で質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、北村 孝議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、河瀬成利議員の発言を許します。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

改めまして、おはようございます。呈祥会・大阪維新の会の河瀬です。議長のお許しを頂き、質問させていただきます。

まず1つ目ですが、主権者教育について質問させていただきます。この質問については、同じ会派の前川議員も力を入れて質問されております。投票率の向上に向けてという観点から、将来の忠岡町を担っていく子どもたちを育てていくと、人材育成ということから質問させていただきたいと思っております。

2015年に公職選挙法が改正され、国政では16年の参議院選挙から18歳選挙権が導入されたが、本町の若年層の投票率はどのような状況か、お示してください。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

国や社会の問題を自らの問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく主権者を育成することは重要であるということは認識してございます。

ご指摘の若年層の投票率でございますが、本町における選挙事務におきましては、役場で行っている期日前投票ではシステムで管理をしてございますので、若年層と言われる若い世代の年代での投票率をお示しさせていただくことは可能でございますが、しかしながら、選挙当日の各投票所での選挙事務におきましては、システムを導入していないことから、選挙当日の各投票所での選挙事務は導入してございませんので、若年層の投票率にお

きましては、お示しさせていただくことは困難な状況でございます。

期日前投票での一般的に若年層と言われる18歳から25歳までの選挙人における投票率でございますが、それ以上の年代別の選挙人の投票率と比較いたしましても低い傾向にあるという状況でございます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

若年層の投票率については期日前しか分からないということで、確定的なことは言えないと思うんですが、全国的な状況からすると、本町においても低い状況ではないかと思われれます。システムが導入されていないから当日の状況は分からないということですが、今後、投票率の向上等に向けて状況を分析するに当たっても、やはりシステムを導入すべきではないかと思いますが、この点についてどのようにお考えか、お示してください。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

選挙事務におきましては、システムを導入することにより、議員、今ご指摘の分析や統計処理もスムーズに集計等が可能になることや、二重投票防止にもつながり、また、事務の負担軽減が図られることなどが考えられます。

つきましては、システムを導入することにより、費用対効果も考慮し、システムを導入している団体の状況等を参考に調査研究を行ってまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

システム導入というのは、予算、お金の問題も出てきますし、いろいろ困難が想像されると思うんですけども、私、今、南議連と申しまして、南大阪振興促進議員連盟に所属しております、いつも7月に国のほうへ要望、陳情しておって、8月には大阪府のほうに要望書を持って陳情に行ったりしている。そこで、9市4町、堺から岬町までの議員が集まってやってるんですけども、結構その要望というのは通るところがありまして、通る通

らないはまた別の話なんですけれども、そちらのシステムを導入して、幾らか予算が取れて、国のほうからとか大阪府から補助金が出たらいいかなと思いますので、私もその辺のところは頑張っって要望していきますので、またいろいろ教えていただきたいと思います。

続きまして、2問目の質問に行きます。本町は全体的に投票率が低く、若い層の投票率も低いということですが、町政を通して政治や選挙に関心を持っていただくということで、町議会でも開かれた議会等に向けて取り組んでいく必要があると思っておりますが、投票率や投票の質の向上に向けては、選挙時の啓発だけでなく、常時啓発が重要であります。若者の選挙離れや、将来有権者となる子どもたちに対して、どのような行事啓発の取組がなされているのか、お示してください。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

若い世代の選挙人への選挙啓発につきましては、本町選挙管理委員会といたしましては、平成27年の公職選挙法の改正で選挙権年齢が18歳に引き下げられるまでは、成人式において物品の選挙啓発を行ってございましたが、現在は特段行っていないという状況でございます。全国的にも若年層での投票率につきましては低い傾向であることから、選挙時以外の議員ご指摘の平常時におきましても、そういった啓発が重要であるというふうに考えてございます。

つきましては、教育委員会とも連携を図りながら他の団体で取り組んでいる学校での出前講座等の啓発活動を参考に、若者の投票率向上に向けての取組に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

子どもの頃に親と一緒に投票に行ったことのある人の投票の参加率というのは、親と子どもと一緒にいった人と行っていない人と比べて20%高いと、一緒にいったほうが高いと。これは、こちらの総務省のホームページで出ておまして、これであなたの背中を見て、将来子どもたちも投票へと。そして、ここに書いてあるのが、子どもの頃に親の投票についていったことのある人、ない人の投票参加の比較、ある人が63%、ない人が41.8%、20%ほどその連れていった人が、子どもが大きくなって行く人が多いと。この辺も重々よく理解していただいて。私も経験があるんですけど、子どもとか孫とか連れ

て投票に行ったときに、「外であんた待っというてや。あんたら、やかましく言うたらあかんで」というような感じでやってる人が多分多いと思うんですけども、じゃなく、やはり投票所の中へ子どもを連れていって、こういうふうな形で投票箱の中に投票書を入れると。そういう指導というんですか、そういうのを、教育委員会でもそんな感じのことがあると思うんですけども、その辺のところの指導をよろしくお願いします。

続きまして、次の質問です。若者や将来有権者となる子どもたちに対する啓発の取組も検討して行っていくということを踏まえて質問させていただきます。

主権者教育の取組についてですが、主権者教育については、単に政治や選挙について仕組みを学ぶ、習得するだけではなく、誰もが自立して周りの人と協力、連携、協働しながら社会の中で頑張って生きていく力をつけていくことや、自分の住んでいる地域の課題解決など地域を担う人材を育てていく、そういったことが目的、重要ではないかと考えていますが、本町の小・中学校等においては、主権者教育についてどのような取組がされているのか、お示してください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

平成27年に改正公職選挙法が成立し、選挙権を有する者の年齢が満18歳以上に引き下げられました。選挙権が18歳以上に改められたことにより、若者の政治的リテラシーや政治参加意識を高等学校教育の中で具体的に育む必要が出てまいりました。これらを受け、本年度から高等学校で新たに実施される学習指導要領において、必修科目「公共」が新しく設けられ、授業の中で主権者教育を取り扱うこととなりました。

議員お示しの小・中学校段階における主権者教育につきましては、高等学校段階での主権者教育につながる基礎・基本の定着を図ることを最大の目標に、教養、知識、態度やスキルを教科や特別活動の中で学んでおります。

具体には、小学校社会科におきまして、市町村による公共施設の整備や租税の役割、選挙の歴史等について学習しております。次に、中学校社会科の歴史的分野の中で、民主政治の来歴について学習し、公民的分野の中で民主政治の推進と公正な世論の形成や、選挙など国民の政治参加と関連について学習しております。

また、特別活動の児童会、生徒会活動におきましては、立候補者が自らの主張を分かりやすく伝え、立候補者の主張を聞いて、自分の考えと照らし合わせながら判断し、投票するという活動を行っております。併せて、学級会においても同様に係活動など様々な役割等を公正・公平、民主的に決定する活動を行っております。

小・中学校の全ての教育活動を通して、相手の考えを丁寧に聞き、自分の考えを分かり

やすく伝える話し合い活動を積極的に設け、高等学校段階での主権者教育の基礎となるよう努めております。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

児童会や生徒活動の場においてもいろいろと取組がなされているということですが、そこで次の質問であります。学校でもいろいろ取組されておられますが、自分で考え、判断、決断し、行動していくことのできる主権者、人材を育てていくということからも、憲法の内容や政治制度、選挙制度等の理解だけではなく、選挙や身近な生活と政治の関わりをテーマにした話し合いや体験活動に積極的に取り組むことが重要ではないかと思っておりますので、実際、投票箱、記載台などを使用しての模擬投票や、議場を活用して発表会など具体的な体験、実践活動を取り入れてはどうでしょうか。お示してください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

先ほども申し上げましたとおり、小・中学校段階におきましては、高等学校で学ぶ主権者教育の基礎、基本となる教養、知識、態度やスキルを身につけることが肝要であると考えております。

模擬投票につきましては現在実施しておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、特別活動の児童会、生徒会活動において、立候補者が自らの主張を分かりやすく伝え、立候補者の主張を聞いて、自分の考えと照らし合わせながら判断し、投票するという活動を行っております。

特に中学校におきましては、大阪府教育庁が開催しております生徒会サミットに毎年参加し、大阪府議会議場において他校の生徒と意見交流を行っております。また、他団体主催で3市1町の中学生を対象とした弁論大会へも代表を送り出し、自らの考えを他校生や聴衆に伝える取組を体験させております。

議員お示しのとおり、本町の子どもたちが国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していけるよう、先行事例等も調査研究してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（河瀬 成利議員）

議長。



議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

その大阪府のサミット等ですね、何か僕らの学生時代と違うことをかなりやっているということで、これはすごいなと思っているんですけども、主権者というのは、やっぱり投票に行っていただけというのを根本に教育委員会でもよく考えていただいて、投票箱、ジュラルミンのやつってこんなやつとか、記載台とはこんな感じやとかいう、こういうのもいろいろ、小さいうちから、低学年のときからちょっと指導していただきたいと思いません。

そして、先ほどの答弁を受けまして、小・中学校ではいろいろな学びや取組を行ってかれているというふうに感じますが、質問の冒頭にも言いましたが、将来の忠岡町を担ってくれる、まちづくりに参加してくれる、そんな子どもたちに育ててほしいなど、これは私の勝手な思いかもしれませんが、そのためにももっと忠岡町を知ってもらって、好きになってほしいということからも、町議会や町選挙管理委員会なんかも活用、連携しながら、体験活動も取り入れていってほしいと思いますが、再度答弁をお願いします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのとおり、今後、様々な体験活動と先行事例等も調査研究してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

忠岡町の未来を担う人材の育成と投票率、投票の質の向上に向けて、引き続き主権者教育の充実に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、庁舎管理についてちょっと質問いたします。

住民の多くが利用し、シンボルでもあるシビックセンターについては、建設後24年がたち、雨漏り、劣化による不具合が見られますが、修繕、改修等についてはどのような計画を立てておられるのか。また、駐車場の白線ですね、ちょっと狭いとか、白線がちょっと消えているとことか多々あると思うんですけど、建物横の池、全く消えてしまっている庁舎案内や町民憲章などの表示板については、その都度必要に応じて整備する必要がある

と思いますが、いかがお考えか、お示してください。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

シビックセンターは、平成10年に竣工してから二十数年が経過し、あちらこちらで経年による劣化が現れてきています。近い将来、大規模修繕も見据え、計画的に対策を講じていく必要があると認識してございます。また、段階的ではございますが、雨漏り対策におきましても、特に来庁される住民の方々にご迷惑をおかけしている場所につきましては、優先的に修繕に向けての準備を進めている状況でございます。

議員ご指摘の庁舎案内板や町民憲章等におきましても劣化が生じていることから、早い段階で修繕等を行ってまいりたいと考えてございますので、よろしく願い申し上げます。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

案内板とか町民憲章ですね、これ初め、町民憲章って私も議員になって2年ほどしかたっていないので、どんなことかなと思って事務局長に聞いたら、こちらに載っております、何かええこと書いてあるんですね。「わたくしたちは、古い文化と伝統をうけつぎ、近代都市として発展しつつあるまち、忠岡町民であることに誇りと責任をもち、よりよい明日を築くため、この憲章を守りましょう」と。これが全く消えてますので、何とかその辺の早い修理ですね、よろしく願いしたいと思います。

そして、シビックセンター整備については、ほかの公共施設の整備や町の財政状況等も十分検討していく必要があると思いますので、いつ頃どのようなことを行っていくのかということについて具体的に計画していただきたいと思います。また、計画等ができましたら議会にも報告していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

前回もちょっと文化会館のことで一般質問させていただきまして、やります、ちょっと待ってくださいというような感じやったけど、やっぱり具体的にその計画ですね。いつまでにこれはやって、いつまでにというのをいろいろ検討していただいて、よろしく願いしたいと思います。

次の質問に入ります。大規模災害に備えてのシビックセンターの非常用電源の確保。これは72時間について早急な整備が求められると思いますが、いつ頃をめどに整備される

のか、お示してください。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続性確保のためには、非常用電源の稼働時間につきましては、72時間は外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましいとされてございますが、シビックセンターの既存の自家用発電設備では、非常用電源確保は8時間であるため、燃料タンクの増設や燃料の備蓄等も考慮し、検証を行ってまいりましたが、消防法や建築基準法等の制限もあり、整備には至っていないのが現状でございます。

今後におきましては、引き続き防災担当部署や関係機関、また必要に応じ、民間事業者等とも連携を図り、近隣団体はもとより先進で導入している他の団体の設置状況等も参考に調査研究を行ってまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

シビックセンターは避難場所ともなっていると思いますので、できるだけ早期に計画、整備のほうを行っていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

次の質問で、子どものネットトラブルということで、本町の小・中学校において1人1台、パソコンが貸与されていることとありますが、令和2年度に内閣府が行った調査によりますと、自分専用のスマートフォンを利用している割合は小学校で41%、中学生で84.3%、高校生では99.1%で、インターネットの利用内容は、高校生、中学生ではコミュニケーション、動画や音楽視聴、小学生では動画視聴、ゲームが上位となっております。

既にご承知のとおり、インターネットは子どもにとって役立つ情報がたくさんある一方で、暴力的な表現やアダルト画像など悪影響を及ぼす不適切な情報も多く存在していると思います。特にメールや掲示板、SNSなどにおいては、誹謗中傷やいじめから子どもが不登校となる場合、個人情報の流出などトラブルが生じる可能性があると思いますが、子どものSNSなどによる誹謗中傷やいじめなどのトラブルについて、学校現場ではどのように実態把握され、防止等も含め、どのような対応をしているのか、お示してください。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しの子どものSNSによる誹謗中傷やいじめなどのトラブルにつきましては、学校現場では少なくとも各学期に1回、児童・生徒を対象とした生活アンケートを実施して、実態把握に努めております。本アンケートにSNSを含め具体的に嫌なことをされているという等の記載があった場合には、十分配慮をした上で本人への事実確認を行い、その後、関係児童・生徒に丁寧に聞き取りを実施しております。被害者のケアと安全確保を最優先に、嫌な思いの解消に努めるとともに、組織的に継続した見守りを行っております。

防止策につきましては、第一に子どもたちにはいじめを絶対に許さないという心情を育み、お互いを認め合う集団づくりに努めております。新しく設けられた特別の教科「道徳」を初め、学級活動を含めた全ての教育活動において、いじめを許さない学校づくりに努めております。

とりわけSNS等のトラブルについての予防対策としましては、各校での情報モラル教育の中でSNS等の正しい使い方や危険性等について指導するとともに、これまでも小学校高学年や中学生への警察関係者による防犯教室の際にもお話を頂いているところでございます。併せて、中学校では毎年、SNS等のトラブルに関する専門家である外部講師を招き、出前授業を実施しております。

特にSNS等のトラブルについては、早期発見の方策としましては、担任を含めた全ての教職員が児童・生徒の小さな変化にも気づけるよう、日々子どもたちと関わりをしっかりと持ち、家庭との連携も密にしております。

今後も嫌な思いや悩みを抱えている子どもたちを少しでも減らしていくために、教職員一丸となり子どもの心に寄り添った指導に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

小学生とか中学生、SNS、誹謗中傷なんですけども、やっぱり子どもの頃から、そういうことをしてはいけないと。書く人は平気で書くんですけど、書かれた人のことをよく考えてというふうな指導も大事かなと思いますので、その辺のところ、よろしくお願い致します。

いろいろと取り組んでいただいている状況はよく分かりました。特に今は夏休み明けということでいろんな変化が見られる場合もあると思いますので、引き続き、子どもたちに寄り添った指導のほうをよろしくお願い致します。

続きまして、先ほど小学生のインターネットの利用内容では、ゲームが上位であると説明させていただきました。うちの孫も友達と一緒にゲームをしているのを結構よく見かけるんですけども、最近オンラインゲームで遊んでいる間に、アイテムが有料であると気づかずに購入してしまったり、またゲームに夢中になってどんどん課金してしまうなどのトラブルが増加していると言われております。先日もニュースで取り上げられていました。

もちろんこの点については家庭内できっちりとルールを決めていくことが一番重要であると思われませんが、このようなトラブルが起こらないよう、学校や広報などでも注意喚起されたい。また、このような事案が発生した場合、消費者相談等により適切なサポートをお願いしたいと思っておりますが、その辺のところどうでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

消費者相談の関係から、まずご答弁させていただきます。

子どもの消費者啓発といたしましては、毎年度、小学生の高学年、5・6年生でございますが、あと中学1年生を対象に、消費者教育用の啓発物品を配布させていただいております。啓発の内容につきましては、その時々キーワードに即したものとさせていただいており、少しでもおかしい、困った、どうしようと思ったときは、1人で悩まず連絡してくださいとの呼びかけのステッカーも一緒にお渡ししております。

議員ご指摘の課金トラブルに関しましては、小学生用の啓発物品に組み込んで啓発を実施いたしております。また、そのような事案が発生した場合は、適切なサポートに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

広報のほうから申し上げさせていただきます。

広報のほうでは、産業振興課と連携しております毎月掲載の消費相談のコーナー、あるいは相談先の紹介などを通じまして、広く注意喚起をしてまいりたいと考えてございます。次月号より喚起してまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

学校につきましても、子どもたちがオンラインゲームの課金トラブル等に巻き込まれないよう、各校での情報モラル教育等様々な機会を通じて、児童・生徒及び保護者に注意喚起に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

町のほうもいろいろ横のつながりというのを連携していただきまして、何とぞよろしくお願ひします。子どもたちがネット上でトラブルに巻き込まれないように、啓発またサポートをどうかよろしくお願ひいたします。

これで私の一般質問を終了いたします。

議長（和田 善臣議員）

以上で、河瀬成利議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、松井匡仁議員の発言を許します。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

無所属の会、松井です。一般質問を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、忠岡町における今後のごみ処理計画について質問を行いたいと思います。それでは、よろしくお願ひいたします。

まず、忠岡町議会におきましては、8月24日に町側より、今後のごみ処理方針についての説明を受けました。その後、すぐに特別委員会を立ち上げたところではございますが、その際、今、今日も冒頭で町長がおっしゃっておられましたですけれども、ケース3の公民連携協定方式で行かせてほしいと町議会に対しての発言がございました。

ただ、今年の5月10日の時点では、忠岡町単独処理のケース1、広域処理のケース2、公民連携協定処理のケース3が案として示されておりました。これらを、これから特別委員会を通じて調査研究を行って、町民の皆さん、住民の皆さんのご理解を得た上で、忠岡町の将来のごみ処理計画をどう行うかを決定すべきだと考えております。

しかし、忠岡町は、これも町長おっしゃってましたですけれども、この9月議会に、ケース3、公民連携協定方式の関連予算をもう提出してしまいました。今議会でこの関連予算を可決してしまいますと、事実上、忠岡町議会は公民連携方式、ケース3ですね、これを認めたこととなります。そうなりますと、もう来月にはプロポーザルが開かれます。で、12月には公民連携の事業者が決定されます。現在の10倍の大きさの焼却場誘致が

こんな決定でええんかと思っております。この案件については、後に問題が起きたときに、「しもた」と言うわけにはいかんのです。何せ40年間の契約になりますから。町民全体が納得できる説明が必要なんです。

そこで、質問させていただきたいと思います。なぜこんな急なスケジュールで、ケース3の事業者選定を進めようとするのでしょうか。全国でこんなむちゃくちゃなスケジュールで焼却場の建て替えを決めたケースはありません。また、土壌調査など大阪府の条例にて報告しなければなりません、これもまたなぜ先に行わないのですか。ご答弁よろしくお願いたします。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

議員ご指摘のとおり、令和6年4月以降のごみ処理方式について、一般廃棄物処理基本計画策定作業の中で調査、検討を進めてまいりました。想定したケースとしまして、ケース1、現有施設での処理継続、ケース2、近隣の広域処理組合に委託、ケース3、公民連携協定処理について、定性的に比較、評価したところ、民間の資金で施設を整備、管理、運営し、公共がごみ処理を委託するケース3、公民連携協定方式が一番高い評価となりました。

まず1点目のご質疑でございます。なぜ急いだスケジュールなのかということでございます。これまで、広域処理組合への委託に向け、協議を実施してきたところでございます。協議の中で費用面等について、組合の事情もございますので、量り切れない部分がございます。そのような中で、本町のごみ処理費用の低減を図るため、他市町の先進事例を研究しておりましたところ、公民連携による新しいごみ処理の手法が、本町のごみ処理課題を解決し得る可能性があるということで、令和3年度より、広域化に加え裾野を広げて検討を開始したところでございます。そして、現在に至っております。

昨年度は、一般廃棄物減量等推進審議会及び同専門部会に報告をさせていただき、基本構想でごみ処理手法について取りまとめをいたしました。本年度になりまして、サウンディング調査等ですね、事業者に対する調査ですが、実施をいたしまして、公民連携協定方式の実現可能性を調査いたしまして、議会に対しましては、5月の10日と8月24日に説明をさせていただき、6月29日には議会全員協議会において、廃棄物処理基礎調査の中間報告をさせていただいたところでございます。

今回、これまで1年半の検討を経て、今後のごみ処理方針の取りまとめをいたしましたが、今後の事業スケジュールについても予定を定め、進めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

2点目の土壌調査につきまして回答させていただきます。ご指摘の土壌調査に関しましては、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づきまして、今回の当施設のような特定施設等を廃止した場合、土地の所有者等は土壌の汚染状況について調査し、その結果を報告することとなっております。事業スケジュール上は、まず、し尿処理場ですね。今、クリーンセンターの約半分を占めておりますし尿処理場の部分に、ごみの中継する施設を整備することが想定をされますが、当該し尿処理場については現在休止中の施設でございますので、現時点で調査、報告は実施していない現状でございます。

今後は、事業進捗の中で、法及び府条例の規定により、まずは使用履歴調査、次に土壌汚染状況調査を実施し、汚染が認められた場合には必要な対策を実施してまいります。

以上でございます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

議長、すみません、ちょっと質問の内容に答えがかみ合っていないように思います。端的にもう一遍伺いますので、もう一遍答弁いただきたいとします。

何で急いで今から3か月で事業者を先に決定せなあかんのかと聞いてるんです。土壌の調査のほうも、何で先にせんと、事業者の決定をしてから土壌の調査をするスケジュールになってるんやと。そんなん全然後でもええんと違うのという質問なんです。だから、何で先に事業者の決定をするための議案ですね、これが先に何で出てくるんやということを聞いてるんです。もう一遍お願いします。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

この公民連携協定方式、この仕組みにつきましてですけども、まず、事業者選定ということで公募要綱を出すわけなんですけど、まず本町の想定しているごみ処理事業について、参画する意向がありますかと。参画するに当たっては、会社の思っている事業内容、またその事業者独自の提案をもって、このような提案がありますということの提案を頂きまして、まずその事業者から申込みを頂きまして、基本協定というものをもちます。

基本協定というのは、今後40年間の契約ではなくて、そのごみ処理事業を共に検討を進めていくという協定でございますので、その協定を結んだ後、事業者側の負担において施設の計画、設計であったりとか、具体的な事業メニューが出てまいります。その中で、具



体的な絵面であったりとか、レイアウトであったりとか、スケジュールであったりとか、いろいろな要素のところの定義がなされてきます。それを時間をかけて検討いたしまして、お互い協議が調った段階には実施協定という流れになってまいります。

ということで、一旦協議をする、その計画を進めていただく相手方を決めるのが基本協定ということでありまして、中身を決めるのがその後の実施協定、このような２段階の流れになってございますので、まずは本町のごみ処理事業を検討していただける、一緒に調査をしていく事業者を決めるという手続でございますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、土壤汚染につきましては、これは法律の立てつけでいきますと、区画・形質の変更を伴う際と、何日以前に調査をなささいという立てつけになってございます。ですから、当然ながら、現地に何らかの撤去であったりとか掘削であったりとか、そうした事業を行う前にスケジュールを立てて実施をしていくということを考えておりますので、よろしく願いいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

分かりました。ただ、次元の違う話をしております。これね、町民の皆さん、まだ何にも知らないんです。この焼却場の建て替えとか、こういうことすらまだ話をしてないんです。その協定を結ぶとか、その議案を出すとか、全然次元の違う話。土壤の検査のほう、これはそんなことを言うてるから、後で問題って出るんです。同じ敷地の中にあるんです。し尿のほうでやるからどうのこうのとか、そんな網目をすり抜けるようなことをやってるから、後で問題が出てきてしまうんです。どうせこれ絶対ね、環境のアセスも土壤調査も絶対せなあかんのです。何で先にせえへんやと。中間施設を建ててしもうてから、そんなもんが分かったら遅いんと違うのかと。先に住民さんに全部公開して、公表して、こんな問題があるんや、それでもやらせてくれへんか、それで進めていくのが町のやり方やと思いますよ。

ちょっと時間がないんで、次に進みますけれども、これね、今の10倍の大きさの炉を誘致する案件なんです。ちゃんと町民の皆さんを入れて、真剣に考えていきましょうよ。そんな拙速にやるような問題やあらへん。

次に、先日議員に配布されました資料、8月24日付ですね。これのケース3の費用想定、ここずうっと金額が並んでるんですけれども、これについて根拠をお示しいただきたいと思います。特に令和6年から14年、これの外部委託処理費用18億3,218万円ですか、これはどういう計算でしょうか。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

費用想定を出ささせていただいたわけですが、令和6年度から令和10年度、これは新しい施設を造るまでの過程の間ですね、過程において本町のごみを委託処理をするということの期間でございます。

この費用につきましては、今回、この公民連携方式が実現可能であるかどうかというサウンディング調査をこの春先に行ったわけでございます。その中で、幾つかの事業者の方から、参画の意向があるという手を挙げていただいたわけなんですけど、そこのヒアリングの中で、例えばごみ処理費用であったりとか、ごみを中継するための中継施設が必要になりますので、また、そのごみを積み替えたりする費用、そうした費用を聞き取って積み上げて出ささせていただいた費用でございます。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

また、すみません、全く答えになってないです。私、聞いたのは、想定費用の根拠です。数字上の話を聞いてるんですが、積み上げたって、そんなもん何も説明になっとらんのです。

これね、まずそれならそのままもう一遍答えてほしいんですけども、これね、この18億3,218万円、これ、誰がどこに持って行って、どこで処分する計算でこれは成り立ってるんですか。そんなん分かってなかったら計算できませんよ。どうやって18億という数字を出したんかと、9年間で。それを聞いてるんです。

もう一遍、すみません、議長、何遍もあれですが、全く答えになってませんので、再度答弁いただきたいと思います。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

議員説明会の中でも説明をさせていただきましたけども、今回のケース1、2、3につきましては、金額につきましてはそれぞれちょっと積算がしがたいという部分もございませぬ。ですから、今回の計算につきましては、一般的に例えば建設をしたりとか、ごみを処

理したりとか、そうした単価を含めて計算をしたという前提で説明させていただいたところでございます。

ですから、重ねた説明になりますけども、今回の積み替えに関する、積み替えてごみを処理するという費用計算に関しましても、ヒアリングした事業者の方から大体こんなものじゃないかというようなヒアリング調査に基づいて計算をしたものでございまして、ご理解のほうを頂きたいと思えます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

同じところの質問ですかね。同じところ、質問。

7番（松井 匡仁議員）

いや、今から言います。よろしいですか。

議長（和田 善臣議員）

はい、松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ちょっといいかげん過ぎます。そんな数字の出し方でここへ18億と載せて、ほかのより安いやろ、これがええんやと。議員の皆さん、今回、議案提出するから手を挙げろと。そんなんで手を挙げれるわけないでしょう、賛成も反対も。これ今、部長言うてましたけれども、伊賀へ持っていきって説明会のとき言うてましたや、三重県伊賀市に。何でそれをちゃんと答えねへんのですか。説明会で言えて、この一般質問の場、議場では言えねへんなんてないでしょう。もう隠すことなんか何にもないんですよ、ここへ来たらね。全部オープンにせなあかんのです。その上で僕らは審議するんです。もう一遍答えてもらってよろしいですか。

議長（和田 善臣議員）

ちょっと待ってください。ただいまの松井議員の質問ね、もう質問回数が会議規則の規定よりか超えています。ただ、答弁がちょっと明確でない部分があるということで、私もそのように感じてる部分がありますので、もう一度質疑を認めます。答弁、どうぞ。

住民部（谷野 栄二部長）

同じ回答になって大変申し訳ないんですけども、ごみをですね、集めたごみを積み替える、そしてそれを運搬して処分する。その費用の単価につきましては、ヒアリングで聞き取った単価であるということでございます。もちろん処理する先というのは幾らもありませんので、想定しているところは、議員おっしゃるところでは想定しておりますけども、そのようなことで積み上げておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

そうですね、もう決まってるんですよ。決まっていなくて、こんな計算できないです。そういうことやと思います。もう時間がないので、また次の質問。これまた改めて特別委員会のほうでお伺いしたいと思います。

次の質問に移ります。泉北環境施設整備組合における広域化について質問を行います。

忠岡町におきましては、長年にわたりごみ処理の広域化に向け、泉北環境施設整備組合とごみ処理委託の協議を続けてまいりましたが、今9月議会において公民連携協定方式の関連予算が提出されている現在、この泉北環境との協議は今一体どのような形になっているのでしょうか、答弁をお願いします。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

平成29年9月に忠岡町と泉北環境施設整備組合で一般廃棄物処理広域化検討協議会を設置し、課題整理を中心に協議会を開催してまいりました。新型コロナもありまして一旦中断しておったんですが、令和3年6月11日に再開し、9月16日、また昨年12月27日に開催をしまして、それ以降は担当者間で個別に協議を行ってまいりました。

現在の状況ですけれども、本町のごみ処理方針が固まるまでの間、協議を中断しているといった状況でございます。

以上です。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

それは泉北環境さん、3市の市長さんは了承しているということなんですか。それを伝えてるということですか。お願いします。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

構成市については、特に個別に協議はしておりませんが、泉北環境の事務方と我々は広域化協議会を進めておるんですけれども、最終的にそれを継続する、やめるというよう

な議論は行っておらず、現在は休止といたしますか、協議を中断という状態でございます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

部長、すみません、関連予算を議会に上程しているにもかかわらず、これ、黙ってということではないですが、二股かけてるということですよ、市長は知らず、各市の。これ、忠岡町はね、ごみ処理以外にも、高石も和泉市も泉大津もいろんな協定や連携してるんです。こんなやり方しとったら相手にされへんようになってきますよ、これから。これも最重要課題ですけども、その他のことも考えてやっていかんと、怒り出しますよ。向こうかてね、今、コンサル入れていろんなことやってますよ、計算してます。その中で忠岡町を入れての計算もやってるはずでしょう。こっちが通ったらやめとくわ、こっちがあかんかったらそっち行くわと。ちゃんとやらなあかんことを順番にやっていったらええん違いますのと、はなからそれを言いたいんですけどね。あんまりええかげんなことやってたら、忠岡町自体が相手にされへんようになってきます。きちっとしたやり方でやっていきましょう。

最後、すみません、質問させていただきます。

入札、プロポーザルについてと書きましたんですけども、まず、先ほど部長ちょっとおっしゃってたサウンディング調査の件ですね。今春、春に入って、民間企業参入意向調査アンケート、これですね、にお答えいただいたプラントメーカーがA、B、C、D、E、F、G、H、8社か。産廃会社がI、J、2社。これについての企業名を公表していただきたいと思います。よろしくお願いします。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

すみません、遅くなって申し訳ありません。予定してました答弁書はあれですけど、まずサウンディング調査につきましては、民間事業者の例えばアイデアであったりとかいうような独自の提案がございますので、原則的には、国もやっておりますけども、サウンディングの相手名は原則非公開ということで実施しておりますので、よろしくお願ひいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

非公開ということなんですが、これ、ここまで来たら、部長、すみません、お話し合いさせていただいた企業さんと、公表してええかと聞くぐらい聞いてくれたらよかったと違いますの。あかんと言えへんと思いますよ。だって、もう部長、伊賀市と言うてるんですから。こんな産廃のほうは、I社というのは伊賀市にある焼却施設、これ、大栄環境さんグループですよ。そこしかないですもん。決まってますものね。そやから、3か月でプロポができるのと違いますの。事業者選定まで行けると違いますの。こんな普通に仕様書を10月に出して、12月にどこの会社がそんなもん3か月でこんな大きなプロジェクトをプロポできますの。お答えください。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

まず、再度のお答えになりますけども、本調査では、国の示す市場調査の手引などに準じて、私的財産保護の観点から、民間事業者のアイデアやノウハウを保護するため、参加者名や提案内容を非公開とすることを前提に実施をしておりますので、重ねてご理解のほうお願いいたします。

それと、期間の話ですけども、参入意向のサウンディング調査を行ったのは春先というふうに説明させていただきましたけども、それから複数回、ヒアリング等を行っております。そういうことで、このたび本町の公募に対して意向があると思われるところは、恐らくは少し準備をすることとしますし、業界の中でもちょっと有名な話になってるというふうに聞いておりますので、そうしたことで、いきなり今すぐ聞いたというわけではないというふうには思っております。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

何かしゃべればしゃべるほどあれなんですけど、仕様書をまだ出してないんです。業界の中でうわさになろうが何しようが、3か月でそんなもん、プロポまで作れるわけがないやないですか。うわさはあるかもしれませんが。それでみんなピシッとそろえて持ってくるんやったら、仕様書、漏れてますよ。

これ、私もね、この案に反対やと言うてるのと違うんです。ちゃんと協議して、40年後の忠岡町、この40年間のごみ処理の方針を決めるんやから、ちゃんと協議しようと言うてるんです。何で12月に事業者選定をせなあかんのか。特別委員会も議員皆さんで立

ち上げて、そこで協議して、町民の皆さんを交えて話をして、了解を得て、やったらええん違うんかと言うてるんです。今の現時点でこの11人の議員さん、皆さんそれぞれ採決は分かりませんが、こんだけの資料だけで丸とバツをせえと、そんなもん誰ができるんですか。何でそんなに急ぐんかが分からんと言うてるだけなんです。きちっとした話をして、そこから順番に進めていったらええんと違うんかと言うてるだけなんです。

議長、ありがとうございます。これで質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、松井匡仁議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。13時から再開いたします。

（「午前11時47分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

次に、三宅良矢議員の発言を許します。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

通告書に従いまして、質問させていただきます。

まずは地域防犯の取組についてでございます。この一、二年前より、町内外問わずですが、落書き被害が徐々に目立っていっているように感じます。落書きは、刑法第261条の器物損壊罪という犯罪行為であり、その認識は忠岡も持たれていると思いますし、僕としてはしっかりと取り締まられるべきであることと思っています。その観点で、この令和2年度と3年度の2年間でいいですので、忠岡町内における忠岡町が管理する建物及び構造物に対する被害の1. 忠岡町としての確認件数、2. 忠岡町が警察に対する被害届提出件数、犯人などがそれによって特定できた件数、その犯人が特定できて、それに対して求償できた件数を、それぞれお答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

落書き被害の状況でございますが、令和2年度が2件、令和3年度が0件、今年度は7件となっております。被害届を提出した件数は2件で、犯人を特定できたものはございませんでした。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。なかなか犯人特定まで、まだ今の状況で至ってないというのもあると思うんですけど、よく皆さんも見たこともあるかなと思うんですけど、楯並橋の下ですよね。落書きもそうなんですけど、よくバーベキューしていて、いろんな方が来られることはご存じやと思います。ここでしていけないということは分かるんですけど、僕が一番のここでの問題は、コンロとかそういうごみが丸々放置されているということが一番の問題かなと思っています。土・日・祝日なんでね、そのバーベキュー自体をその場で取り締まること自体は難しいと思いますけど、このごみのポイ捨てですよね。まとまったごみを捨てることを廃棄物処理法違反で被害届を出すことはできると思います。また、大阪府が橋に向けて設置しているライブカメラは1分に1枚、1週間、データ保存されているとお聞きします。犯罪行為に対しては大阪府も情報提供すると思われまますので、ごみ箱の位置をライブカメラの見える範囲に移すとか、そのような行為の摘発をよりやりやすく、発見しやすくして、積極的な忠岡町として方向を示すべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議員ご指摘の大津川河川公園を含む都市公園につきましては、バーベキューなどの火気使用を禁止しておりますので、引き続き周知をしております。

バーベキューにつきましては禁止行為でございますが、ご指摘の大津川河川敷公園でごみかごの位置が、その他のごみを含みまして、不法投棄の防止につながるのであれば、移動してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。そういった形で、一つ一ついろんな形で試していただいて、積



み重ねていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、電動キックボードのほうに移ります。電動キックボード、ありますよね。L字型の前にアクセルがついたやつがあります。令和4年4月の道交法改正で、2年以内に規制緩和が施行される予定です。今、まだこの時点ではされていません。ということは、現行では原付バイクと同様の扱いとなっています。現状、町なかを闊歩する姿も、僕も忠岡町内で朝、逆走していくような子らも見たこともありますし、1回だけ3人乗りさえも町内で見たことがあります。もちろんナンバーを取り付けているのも見たことないですし、もちろんその乗ってた子はヘルメットもなし。逆走行、違反行為の走行は基本的にやりまくってます。

僕が一番これの問題点というのが、保険が一切利かへんということになってると思います。よく子どもたちに、自分が親やったら子どもに、親が入っている保険で子どもが事故したときにカバーできる個人賠償保険など、車とか傷害保険などに結構セットして、加入されてる方も多いと思うんですけど、保険屋に、じゃあそういう状況で例えば違反のキックボードで誰かがさした場合、そういう子どもがやったことやから親の保険が利くんかというたら、2件別々のところで、全く違う保険屋に確認したら、全部上に上げて聞いたんですけど、これは一切適用されませんということやったんです。

ということは、これを、この今、電動キックボード、安易に乗っているキックボードで事故を起こしたら、本人及びその保護者が治療費、慰謝料、賠償などを含めて全額負担していかないといけないということになる。免許更新のときに、皆さん、免許更新に行かれると思うんですけど、そのときに例えば車で55歳の会社員を死亡させましたとか、医者を死亡させましたというケースで、会社員で55歳のケースでこの前見たら、遺族に6,000万円賠償を求められたケース、これはちゃんと車の任意保険に入ってるから任意保険から出るんですけど、これを要は10代半ば、後半で、一生背負っていかないといけない可能性があるんです。自己破産できへん可能性もあるんです。

取り締まるのは確かに警察やと思います。でも、乗る人たちも、これぐらいまでのリスクを背負ってまで乗っているものという発想ってあまりないと思うんですよ。住民啓発とか教育啓発の立場から踏まえてやっていただきたいと思うんですけど、どのようにお考えでしょうか、お答えください。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議員ご指摘のとおり、電動キックボードにつきましては運転免許が必要となっております。現行の法律では、16歳未満の運転免許がない方が電動キックボードを運転することはできません。無免許で電動キックボードに乗ることが交通違反である旨をどういった内容で周知すればより効果的であるかを今後検討してまいりますので、よろしくご理解のほ

どお願い申し上げます。

また、交通違反の取締りにつきましては、警察に対し要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

学校におきましては、電動キックボードにおける違法運転に限らず、違法行為があれば、保護者と連携の上、指導に当たっております。啓発につきましては、警察等の関係機関と連携の上、様々な機会を通じて行ってまいります。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。部長と理事に再質問なんですけど、部長には、具体的にじゃあ警察と連携を進めていくということ、要望をしていくということなんですけど、要は今後具体的にどのような姿勢や方針について考えているのかということ、より具体的な部分に明確にしてお尋ねいただきたいんです。それは部長に対するご質問です。

石本理事に対しては、やはりこういうようなものなんだということ、多分教員の先生方は知らん方も多いと思うんですよ。忙しいし、あれ1つ取って、僕もこれでいろいろ調べたり、わざわざ保険屋が知らんから、要は保険の大もとに尋ねたというぐらいのことをやっているんですよ。そんなん先生がみんなやってて知ってるかというたら、多分違うと思います。情報はまだそこまで行ってないと思うんで、そういう意味では教員の先生方に対しても、このような状況なんだよという自覚を、知識を得ていただきたいと思うんですけど、それぞれどのようなお考えでしょうかということで再質問させていただきます。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

すみません、取締りにつきましては、警察の力を借りないとできないという形になります。議員ご指摘のとおり、そういった電動キックボードがあるような、乗っておられるような場所、及び時間帯ですね。そういったものを具体的にお示しいただければ、警察と具体なお話をさせていただきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのリスク等につきましては、また機会を見て、学校にも情報提供のほうをしてまいります。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。そのような形で進めていただきたいと思いますので、また僕も啓発を自分の手段でもいろいろしていこうかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

続きまして、すみません、その後へ行きます。あと、これらの事件ですね、起こったことを解決するのも有効な手段に防犯カメラというものがあることは言うまでもないと思います。早期に犯罪行為だと気づかせるのも、これからの行政の形であると思うんですが、それを踏まえまして2点質問します。

防犯カメラの動作チェックは、忠岡町内のものに関しては定期的にできていますでしょうか。

2点目です。忠岡町が主体となって、できれば幹線道路等ですね、他市へ抜ける道などに効果的に配置すべきであると考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

1点目の質問でございます。

令和4年3月現在、町内では町設置分の防犯カメラが11台、自治振興協議会設置の防犯カメラが46台の、計57台が稼働しております。町設置分の防犯カメラについては、定期的に動作確認を行っております。また、設置からおおむね6年を経過した防犯カメラについては、年次的に更新を行っております。また、各自治振興協議会が設置した防犯カメラについては、地域が主体となった安全なまちづくりの推進という面からも、各自治振興協議会にお願いしているところでございます。

2点目の質問でございますが、現在、57台の防犯カメラが稼働しておりますが、町としても新たに設置を検討している箇所もございます。防犯カメラは犯罪の防止に効果がありますので、設置箇所の精査や予算面なども含め、引き続き検討を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

1点目のチェックに関しては、できれば57か所という、もし余計につけていただいたら増えると思うんですけど、外から見て稼働してるかどうかというチェックもできると思いますんで、年に1回か2回ぐらいは、その辺、ちょっと行政の範疇でもし、1日仕事になると思うんですけど、やっていただければ。これは1点目の要望で。

2点目に関しては、旧26号線ですね、堺阪南線。1台もないとお聞きしてます。できれば2か所、入り口と出口辺りにつけていただいて、そこで何か行われてるんじゃないかと、そこを經由して逃げるとか、そういったことに対しての効果的な視点で設置していただきたい。これは2点目の要望です。その辺を踏まえまして、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、忠岡中学校の生徒支援についてご質問させていただきます。

夏の暑さの中で早朝に練習を行うなど工夫されていますが、9時時点で30度を超えることも、この夏、もう最近では例年どおりという、言うてしまえばそれまでなんですけど、ざらでしたし、一般的には生態力学で26度を超えると運動効率性が大変落ちると。要は、同じ運動をしてても、それが筋肉となり、能力に反映するという効率性がぐんと落ちるとというのが、これは実証されています。体育館等でやっているバレー部とかバスケ部とかはスポットクーラーとかが活用できると思うんですけど、屋外はなかなかそんなはいかれへんかなと思ってます。熱中症予防とか、あと運動効率性を高めるために、筋トレなど用途は限られてると思うんですけど、空調の効いたふれあいホールとかを、使われてるときは別として、使っていないときとか、使用開放できていけないかなと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

屋外部活動の筋トレなどにふれあいホールを活用できないかというご質問ですが、これまで学校からそのような要望はございません。また、改めて今回、学校に確認をいたしましたが、活用の予定はないとの回答であり、現状では活用は考えておりません。夏の熱中症予防対策につきましても、学校としては予防対策をこれまでも行っており、教育委員会としましても引き続き周知徹底に努めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

今の質問の回答は、ポイントがちょっとずれてるのと違うかなと思うところがあるんですけど、熱中症は当然なんですけど、運動効率性についてですよね、踏まえて、ふれあいホールの活用について、まず教育委員会としてどう思われるのかという点と、先ほど学校から活用の予定はない、そんな要望はないと。学校から要望もないんですよね、言うたとしても。というような状況なんですけど、生徒や保護者さんってどう思ってるのかなって。そういう観点で効率性が高まりますよ。でも、それでもみんなが要らんとするたら、それはそれでええと思うんですけど、そういうような意向調査とかしていただいて、やってくれる子どもたちの、最近でしたらスポーツって、どんだけ運動効率性を高めるかにかけてきてるところがあるじゃないですか。そういうのを踏まえたら、そういう部分の視点で結構取り入れられたらいいことになるかなと思うんですけど、今のことを念頭にどのようにお考えか、もう一度お願いします。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

現下の学校現場では、教職員の長時間労働の解消に向けて働き方改革が喫緊の課題であり、また、教職員のなり手が少ない現状もございます。そもそも部活動の顧問につきましては、義務的に引き受けてもらってるものではなく、ボランティア的な活動として献身的に部活顧問を引き受けてもらっているところでございます。

議員お示しの運動効率性につきましては、部活顧問が年間を通しての活動の中で計画的に活動内容等を考えて実施しております。また、教育的活動として部活動を実施する中で、生徒・保護者にアンケートを取ることは様々な混乱が生じる可能性がございます。部活顧問には静謐な環境の中で実施してもらいたいと考えておりますので、議員お示しの生徒・保護者へのアンケートの実施は考えておりません。ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

教職員の働き方改革と、そういうのがあったと思うんですけど、それやったらそれこそ使ったらいいと違うかなと思うんですよね。結局、だって暑いから早朝出勤せなあかん、要は夜遅く出勤せなあかんわけじゃないですか。昼間のしんどい時間帯をずらして子どもたちを見るんで。それやったら、日中のほうに固められるような形でああいうところも活用していったら、僕はすごく効率性が高まるのかなと思うんですけど、その辺どう思います。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

先ほども申し上げさせていただきましたが、働き方改革が叫ばれる中、献身的に部活顧問を引き受けてもらっている中で、新たな練習メニューの作成や日程調整などの業務負担をかけることにつながりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

先生のそういう視点でしか部活がということなんで、まあまあ、それはそれででけへんと言うんやったら、それはしゃあないかなとは思いますが、やったほうが効率性が高まるんかなと思いつつ、ちょっと納得はできないですけど、答えはそうなんだということ聞いてきます。

2点目の質問です。部活動の負担を懸念して、できるだけ要は親に金銭的負担がかからん部活を選ぶという子どもが多くいるって、さきにちょっと報道された記事を見て、ああ、そうやなと思いました。僕も高校のときにアーチェリー部に入りたかったんですけど、アーチェリーって1本5,000円するんですよね、矢。それを10本買えと。プラス弓で、これは当時で10万ぐらいしたんで、入ったらいきなり15万払わなあかんやということがネックになって、僕はその後すぐにお金のかかりそうのない重量挙げ部を選んだという、こういうのがあったんですよね。自身のそういう経験もあったし、その記事では野球部のグローブとか、あとテニス部のラケットが挙げられてたんですけど、何かそういうのって無償で貸し出すなどして、要は経済的負担ですよ、軽減できて、子どもたちが部活動を選ぶときに、何かグローブを買われへんから俺はやっぱり野球部じゃなくてサッカーをやろうかというような選択になれへんような、何かそういう意味では子どもたちの可能性を狭めてしまいかねないと思うんで、そういうような取組ってやっていただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

現在、忠岡中学校では、運動部、文化部を含めた13クラブ中、11クラブで用具の自己負担はございます。所属する部活動や個人が選ぶ用具のグレードで価格は変わってきますが、概算で1人当たり8,000円程度から2万5,000円程度が個人負担となっております。部活動の個人負担について学校に調査を依頼した際に確認いたしました。これまでも保護者から各自が使用するグローブやラケット等の用具について、学校で準備してほしいとの要望は特段なかったと伺っております。

また、近隣市にも状況を確認いたしました。現状のコロナ禍においては、用具の貸出しなどの要望はないとの回答を頂いているところです。

しかしながら、部活動の違いによる経済的負担の違いはあるものと認識はしているところですので、引き続き調査研究を行ってまいりたいと考えております。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

まだなかなか周辺で行っていることも聞いてないんで、その辺また考えていただきたいなと思います。入ってからでどうのこうのじゃなくて、入る前にそれを気にして諦めるという現状があるということで、子どもとしては偉いですよね。親の懐具合をしっかりと見て、自分のあるべき道を決めてるんで。それはそれで、そういうことで夢を妥協するという、それはそれで必要なかもしれないですけど、そういうのをできるだけ少なく、軽くしてほしいなというのがあって、できたらそういう取組をお願いいたしますということ。

3点目、すみません、ちょっと時間の都合で、つくっていただいたんですけど、一旦取下げさせていただきます。

4点目です。災害対策について質問させていただきます。

これ、設置が義務化されていると書いたんですけど、これ間違いです。言い換えて、ガス利用家庭で設置率が高いガス警報器がありますよね、大阪ガスさんとかの。このレンタル代に200円程度上乗せすることで、行政の防災無線などと連動できる警報器に変えることができる機器を大阪ガスさんは売り出してるそうなんです。現に、大阪市では行政の財政負担ゼロで導入しているそうなんです。通信手段の選択肢の1つとして、忠岡町としても自治体の負担なく納入することができないのかということ、これがまず1点。

2点目です。大阪府内の市町村では行っているところが多いと聞いてるんですが、災害時の忠岡町内の企業ですね、特に公共工事の指名登録業者に協力支援を業者指名登録時に誓約するような仕組みがあるところもあるみたいなんで、そのような体制構築はできないでしょうか。この2点、一括でお答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

1点目の質問でございます。従来のガス警報機能に加え、市町村の行政情報などの通知機能を有したガス警報器を取り扱う事業者があり、また大阪市ではそのガス警報器を通じて市の情報を発信していると聞いており、現在、担当課では取扱い事業者にシステムの詳

細を確認しているところでございます。

災害時における情報伝達手段の多重化により、多くの方が情報を入手できることは町としても有益であると認識しておりますが、緊急時に限られた人員の中では取り扱える情報伝達手段も限定されることから、まずは導入によってどの程度の効果が見込まれるのかを調査してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

2点目の質問でございますが、本町では町内の建設業を営む事業者で構成される忠岡町建設業協会と災害時における応援に関する覚書を締結し、災害時における協力支援体制の構築を図っていることから、業者登録時における協力、支援を誓約してもらうことについては、現在のところ予定していないところでありますので、よろしくご理解お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。ガスさんのほうは、直接僕に大阪のインテックスで営業されたぐらいの感じで、内容を聞いてたら、そんなに仕組みとしては負担がないと言ってたんで、そこにアクセスしていただいて、それを調査していただいて、進めていっていただければいいかなと思います。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。すみません、時間がないので。

開かれた衆知の集め方についてご質問させていただきます。僕自身もちょっと不勉強ながらなんですが、忠岡町では広く意見を集める仕組みは具体的にどのようになっているか、ちょっと分かっていない状況です。具体的にはどのようになっているのでしょうか。また、その相談や意見の内容については公開されているのでしょうか。

2点目です。また、一般的によく投書箱ですね。昔で言う目安箱の設置ですね。アナログ的な手法なんですけど、そのようなものでの設置はあるのでしょうか。あるのであれば、どのような状況なのか。ないのであれば、どのように考えられるか、これ2点まとめてお答えいただきたいと思います。よろしく願いします。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

まず最初に、住民からのご意見といいますか、集める手段でございますが、方法としましては、1つ目にホームページやメールでの手段、2つ目は手紙とかファクシミリという手段ですね。3つ目は電話等ということになってございます。内容等につきましては、現在は公開はしてございません。しかしながら、改めて他団体を見てみますと、提出前に一



定の条件を付した上で、ご提案についてのみ一定期間ごとにその要旨をまとめたものを公表している場合などが見られます。今後、近隣自治体の状況も勘案しまして、ご意見、ご質問に条件等を付した上で、ご提案の公表について検討してまいりたいと考えてございます。

2点目でございます。目安箱、今は投書の箱というんですかね、このようなものでございますが、現在、設置はしてございません。投書箱につきましては、平成11年に役場の下で、1階で設置いたしました。管理上の問題や大量の落書きやごみなどが入ったことが大変続きまして、その後、新たにホームページやメールからのご意見などを頂く現在のシステムも整備されたことから撤去いたしました。このような経過から、現在のところ設置の予定はしてございませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

手段等につきまして、まずは今のホームページ、メールですね、それについて再構築していただけるということなので、その辺、適宜進めていただいて、またそういった内容がどういう内容なのかで、僕らも政策的な参考につながるかと思っておりますので、またその辺のことをよろしくお願いいたします。

目安箱に関しましては、その状況、場所場所において、また検討していただければいいかなと思っておりますので、またその辺も併せてよろしくお願いいたします。

最後の質問です。審議会に対する見解についてご質問させていただきます。

令和4年8月に開催された忠岡町廃棄物減量等推進審議会の専門部会におきまして、委員より出た質問内容に対し、明確な回答や見解が1か月以上、参加した委員どころか、質問した委員にさえ明示されていない状況で、審議された中心的内容の取組が議会の審議への段階に移され、すみません、ちょっとここの質問おかしいな。参加した委員どころか、されていないと。その状況で、この段階に移されようとしていますと。この審議会を通じた一連の委員の質疑に対する回答や見解、これに対して明確化せずに議会審議に移す在り方として、忠岡町はこれは真っ当の範疇とお考えなのでしょうか、お答えください。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

令和4年第1回忠岡町廃棄物減量等推進審議会専門部会が、8月3日に6名の委員が出席され開催をされました。当日は、報告案件として忠岡町一般廃棄物処理基本計画案について、検討状況に係る報告をいたしました。

本町におけるごみ処理の現況や今後のごみ量予測について報告させていただいた上で、今後のごみ減量化の方針と関連する事項として、令和6年4月以降のごみ処理方式について併せてご説明させていただいたところです。

各委員からご意見がありまして、事務局としましては、頂いたご意見等を踏まえ、以降の検討を進めているところでございます。また、ご意見の中には、数値的なご質問につき当日の回答ができなかったものもございますが、そちらにつきましては計画が進捗する中で報告をさせていただくこととしており、次回の専門部会において回答させていただきたいと考えております。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

今回、一連の審議で、審議会での質疑につきまして、この計画を進めていく中で、先ほどの回答で報告するというものでありましたけど、委員会での質疑に関してこの議会で最終的に諮られるわけじゃないですか。当然その内容の質疑に関しては、多分僕らも興味があると。知っておくべき内容であると僕は思ってるんですね。それでも、会議がぶつ切りになってるんですね。審議会での質問がここに全然、当たって前提として出てきてないのと違うかなと僕は思ってるんです。僕の聞いた質問が、何か全然答えていただいてないと僕は思ってるんで、そういう意味では、理事側は、これは別に審議会が出たけど、事前に議会でこのときに間に合わせて、今回の審議に間に合わせて事前に報告すべき質問や回答ではないからいいやろという判断をされたんですかね。何かどのように考えて、その辺を考えたのかが分からないんで、よろしくをお願いします。

議長（和田 善臣議員）

時間が来てますので簡単に。谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

審議会と議会との関係ということで、そうしたことを含めたご質問かと思えますけども、今回この審議会におきましては、会議資料と議事録につきましては、公開資料が整い次第、ホームページにおいて公開をする予定にしております。また、質疑事項等につきましては、次回専門部会の資料としまして、事前に委員の皆様にお届けをする予定としております。そのような予定になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（和田 善臣議員）

もう時間が過ぎてますので。

8番（三宅 良矢議員）

これ、この議会で結構重要なことが審議されるじゃないですか。少なくともそこに間に合わせるため、この議会で審議されるまでに間に合わせるべき事象やと思うんですよ

ね。重要やと捉えていただいているのであれば。

議長（和田 善臣議員）

一言で。

住民部（谷野 栄二部長）

この本件にかかわらずいろいろな審議会が本町内にはございますけども、やはりその検討過程の中で出たものは、その審議会の中で要領が整い次第、公開していくとかいうことでありまして、ちょっと今回のこの議会に間に合わすように調整しなければいけないというふうにはちょっと認識しておりませんでしたので、できるだけ早く資料を整えてホームページに公開させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、前川和也議員の発言を許します。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

大阪維新の会の前川でございます。今回の一般質問は3点通告をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

まずは、災害対策、災害協定についてでございます。先週ですね、夜間に忠岡町でも大雨警報が発令されて、浸水した地域もあったということで、急遽ポンプ車が出動したとのごとでございますが、これから台風も増えてくるでしょうし、また台風12号というのもし発生したらしいです。危機への備えは常にしておかないといけないと改めて思いまして、質問をさせていただきます。

本町で危機管理行政を担うのは、4月に発足しました危機管理課でございますが、発足直前の3月議会で、私ですね、各種団体とか自治体と結ぶ災害協定をこちらから持ちかけて結ぶ。申出を頂いてから初めて検討するのではなくて、こちらから本町にマッチした協定を結びに行くということを提起させていただきました。あれから約半年たつわけですが、その後の取組についていかがでしょうか。体制も4月に発足したよりかは幾分か拡充されたようにも思いますが、どうでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

危機管理課におきましては、正職員3名、再任用職員2名、会計年度任用職員1名の合計6名が従事しております。今年度におきましては、危機管理課では災害発生時において対応すべき人員が不足する業務の洗い出しを行い、必要な応援職員を受け入れる受援計画の作成などに取り組んでおります。また、協定の締結について、今年度は新たな協定は締結してない状況でございます。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

災害協定についての提起させていただいた取組はまだまだこれからだということですが、受援計画の策定というお話がありました。他の自治体からの応援職員さんの人的支援の受入れ策を今現在練っておられるということ。専門部署、これも危機管理課という専門部署を立ち上げたことの1つの効果であるのかなというふうに思っております。ぜひ引き続き様々な災害協定を結んでいくということに取り組んでいただければなというふうに思います。

そこで、次の質問ですが、今既に締結している災害協定、数十個ありますけども、そのほとんどが物的な支援に関する協定となっております。もちろん食料とか水とか、先ほど三宅さんの質問の中でもございましたけども、インフラ整備とかですね、そういうようなご支援というのも非常にありがたいものでありますが、法的な部分の災害協定も必要であると考えます。

具体的に申し上げますと、役場や避難所などで法律相談。4年前、ちょうど今から4年前ですね、この泉州でも大型台風に見舞われましたけども、悪質な修理業者からの被害相談とか、窓ガラスや瓦が隣の家の敷地に飛んでしまって破損させて、隣人トラブルになってしまったとか、もしくはローンや家賃が払えなくなってしまったなどなど、法的な部分で困る方もたくさん出てくる可能性もあるわけで、それに備えて法的な問題を対処できる災害協定、これは弁護士会とか司法書士会とかになるかと思うんですけども、こちらからそのような協定を締結すべく取り組んでいくというのはいかがでございましょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

大規模災害発生時には、災害応急対策など非常時優先業務を定め、物的資源、人的資源を効果的に投入し、業務の継続を図ってまいります。本町のような小規模自治体では、物的資源や人的資源にも限りがあることから、災害発生時には締結している災害時の各種応援協定の活用が重要になると考えております。災害発生時には、被災者から生活支援に関する情報を強く求められることが多いものの、行政としても全ての対応を行うにも専門的な知識を有する職員も限られており、混乱も予想されます。

そういったことから、他県では県弁護士会と市町村が災害時の応援協定を締結し、被災地に弁護士を派遣した法律相談会の開催や、災害時の生活における問答集を作成し、避難所となる施設等に配布し、災害時の混乱の軽減につながるような取組が行われているところではあります。

現時点で、府下市町村と弁護士や司法書士との協定締結状況の把握はしておりませんが、まずは周辺市町村の状況を調査してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。前向きなご答弁だと受け取りました。ありがとうございます。

周辺の自治体ということでしたら、お隣であります和泉市が司法書士会と締結しているということですので、ぜひご参考にされてみてはどうかというふうに思います。

そして、ご答弁でもありました行政としても全ての対応ができる専門的な知識を持つ職員さんが限られているということでしたが、この協定を結ぶことで、平時、有事にかかわらず、職員さん自身も専門機関に頼ることができますので、災害時に役場としての業務を遂行していくという点で、ぜひ法的な部分で災害協定を結ばれてはどうかというふうに思うわけでありまして、ぜひ検討していただければなというふうに思います。

それでは、次の質問項目に移ります。「グレーターミナミ活性化に向けた調査・提言」という大阪商工会議所が取りまとめたものから、忠岡に関連する部分について質問させていただきます。

これは、大阪都心南部と泉州、そして南河内のエリアをグレーターミナミと定義し、一体的な都市経済圏として活性化に取り組んでいこうというものであります。この提言を取りまとめる会議所の中のチームの副座長さん、これは町長、先日、町長を含めて泉州の首長さんたちに対して講義をしていただく機会があったかなと思いますが、この提言は産官学で研究されたものであり、本町にとっても非常に興味深い内容であるなと感じてますけれども、この本町としてのまず受け止めはどうでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

グレーターミナミの活性化につきましては、議員ご説明のとおり、大阪南部の広域的な将来のまちづくりについて産学中心に連携し、2018年に大阪商工会議所や大学等によるグレーターミナミ連携会議というものが設立され、これがスタートだと認識しているところです。今回、少人数社会における泉州や和歌山も含めたまちづくりの提言ということで、このようなものができたと同っております。

連携会議では、この8月に、大阪府や泉州自治体、市長、町長、本町の杉原町長もご参加しておりますが、で構成する泉州地域都市制度勉強会において、泉州地域の持続可能なまちづくりと題して、グレーターミナミ活性化の提言等について講師をお招きし、初の勉強会を行ったところであります。

提言の中では、個別の市町のまちづくりについて子細に触れられてはおりませんが、泉州地域におけるイノベーションの動きとして、大阪木材コンビナートの利活用について記載されているところがあると認識しております。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

今、最後のほうでもありました木材コンビナートの利活用は、この提言書にも記載されており、本町にとっても重要な位置づけであると。すごいですよね、この事業規模からして。今後の町政の重要課題に挙がってくるものと考えますが、この件についても、去年の12月の議会で質問をさせていただきました。あれからの取組についての進捗状況と、そして先週に大阪維新の会でセットさせていただきました府庁とそして忠岡町役場との政策要望の交換会でも課題に挙がったかと思いますが、そのときの回答も踏まえて進捗状況をよろしく願いいたします。

もう1点、この提言書にも書かれてるんですけども、美食EXPOということについても記載されております。この美食EXPO、2025年の大阪万博開催に向け、食材豊富な泉州地域を美食のまちとして定着させるための取組というのが美食EXPOであるんですけども、これは泉大津市にあります村川学園さんが非常に熱心に取り組んでおられます。その村川学園さんと本町とでは、事業連携での協定が締結されております。7月号の広報ただおかでも一面に写真が掲載されていたかと思いますが、その美食EXPOですね、本町がどう関わっていくのかなというふうに思いますので、その2点についてお答えください。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

まずは、貯木場のお話からさせていただきたいと思います。令和3年3月より大阪府、岸和田市、忠岡町、木材コンビナート協会による木材コンビナートの利活用検討会が発足し、貯木場の利活用について検討を重ねている状況でございます。

令和4年度といたしましては、令和3年度に岸和田市が作成いたしました木材港地区貯木場利活用ビジョンをさらに詳細に深掘りするため、本町も参画し、貯木場の埋め立てに向けた機運の醸成に努めているところでございます。

大阪府としては、今年度予算において埋め立て事業を行った際の概算費用を算出する委託料を計上していると伺っております。また、8月29日に行われた令和5年度大阪府当初予算に対する市町村要望においては、岸和田市と協調して埋め立てを視野に入れた調査の着実な実施を進めていただくよう要望したところでございます。

貯木場の埋め立てに関しては、20年以上にわたる長期的な事業でございますが、町域が狭隘な本町にとって有効な事業と考えておりますので、岸和田市と足並みをそろえ、事業実施に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

続きまして、美食EXPOについてでございますが、美食EXPO、泉州美食化宣言につきましては、令和3年4月、大阪観光局、村川学園、及び泉州地域の11自治体で共同宣言を行っております。泉州南大阪の一員として広域的な経済圏における連携事業に参画することにより、本町にも効果が波及するものと考えております。村川学園とは単独で本年5月に協定を締結いたしております。本町単独での連携事業はもちろんのこと、泉州地域の多くの市町も協定を締結しておることから、それらの各市町との連携も視野に入れた事業展開が想定されます。単独ではなし得なかった事業展開が泉州の市町で協力して実現できるよう準備してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

まず、貯木場のほうですけども、これも答弁でおっしゃっていただきましたが、確かにおっしゃるように狭隘な面積であります本町にとっては、この埋め立てに関しては非常に希望のある話ですので、岸和田市と大阪府と、そして本町と木材コンビナートと連携して進めていくべきものであると思います。出ては消え、出ては消えの話でしたので、利活用ビジョンが策定されるくらいの、今までにない前進具合ですので、これを決して無駄にすることなく、引き続きよろしく願いいたします。

そして、美食EXPOのほうですけども、これもKIXの食に特化したような事業なのかなというふうに思います。スケールメリットですよ。単独ではできない、あるいは難

しいということも、グループとしてならできるというのは、小規模自治体にとっては活路になるというふうに思います。この美食E X P Oについても取り組んでいていただきたいなというふうに思っていますが、最後に、町長にお願いしたいんですけども、この2つの取組について、あと貯木場について、先週、大阪府との政策要望のときの府からの回答も併せてお願いできますかね。先ほどのご答弁は、ちょっと府の回答にまで触れてないように思いましたので、お願いできますか。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

大阪府は、今年度に埋め立て事業を行った際の概算費用を算出すると聞いております。事業実施においては、事業採算性が大きい課題であり、大阪府内で予定されている建設発生土を利用する方法を検討していただいているものと考えております。ほかに、事業との関連が重要だと考え、それらの事業の進捗状況に乗り遅れることのないよう大阪府に要望するとともに、大阪府は事業主体がいまだ未確定な状況下であることから、事業化に向けて支障の出ないように、できるだけ早期の段階で決定するよう、併せて要望していきたいと、かように思っているところでございます。

そして、2つ目の問いでございませけれども、大阪観光局、村川学園、泉州地域の11団体で行った美食E X P O、泉州美食化宣言、及び村川学園との協定は有意義なものであると認識しております。これらのいろいろな専門分野の方々の力を借りて、今後、本町の施策を推進していく上で役立つような種まきをしていきたいと考え、協定していくものでございます。

2025年には、大阪関西万博が開かれます。そのような状況下で、泉州地域全体として事業を盛り立てていくことで、いろいろな分野でまた種が花開き、経済波及効果が見込めるよう事業展開を考えてまいりたいと思っております。また、いろいろ近隣の大学等ともいろいろな点でキャッチボールできたらありがたいなと思っておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

貯木場のほうは、どこかの大きな事業で出た土を持ってくることも考えの中の1つというふうに思います。本当に一步一步ね、具体的にこれからなっていくと思うんで、ぜひそれを忠岡町としてもしっかりと参画していただきたいなと思いますし、美食E X P Oも、この万博、2025年ですので、もうすぐそこではありますけども、これから明るい話題、大阪にとって明るい話題ですので、これも忠岡町としていい効果を持ってこれるように取り組んでいていただきたいなというふうに思いまして、最後の質問項目に移り



たいと思います。

人材確保ということで通告をさせていただきました。この人材とは、役場の職員さんの話でして、土木職とか福祉職といった専門職について、本町だけでなく本町のような小さな規模の自治体にとって、その人材確保が難しいというのが全国的に言われております。

そこで、まず本町でのここ近年採用している専門職の職種、そしてその人数、現在、専門職と言われる職員さんは何名いるのかと併せて、採用だけではなくて、採用は難しい、採用だけではなくて、その後の定着というのはどうなのか、併せてお答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町におきまして、過去5年で採用した専門職は、土木職3名、建築職1名、保健師4名、保育士1名、看護師1名でございます。また、現在の各専門職の職員数は、土木職3名、管理職を含めると4名。建築職2名、管理職を含めると3名。保健師6名、保育士22名、看護師1名、幼稚園教諭6名となっております。専門職の確保は、規模の大小を問わず、多数の地方公共団体共通の喫緊の課題で、大変解決の難しい課題であり、本町においても大変苦慮しているところでございます。

本年4月の職員採用募集も応募期間が終了し、土木職、建築職、保健師、保育教諭の専門職の応募は大変少ない状況でありました。本町で募集した専門職のうち、土木職、建築職につきましては、特に新卒者はより大きな工事、建築に携わりたいという希望があり、ゼネコンなどへの就職希望者が多いと聞き及んでおります。

また、公務員を目指していても、やはり地方公共団体の中でも、本町のように規模の小さい自治体では大きな工事、建築が期待できないことから敬遠される方が多いのではないかと考えております。

また、確保の難しさもさることながら、同様に定着の難しさも感じております。多数の自治体で課題となっていることは、各専門職において公務員を希望する方の絶対数が不足していると思われまます。そういったことから圧倒的に売り手市場となっており、転職についても各団体で引っ張りだことなっているのが現状でございます。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

専門職の採用だけではなくて定着と、そして育成していくことも非常に難しいということ

であります。そしてまた、自治体間でも取り合いになっているということでございました。必要な人材が確保できないというのは将来的には住民サービスの低下を招くわけですし、何とかしていかないといけないというわけですが、次の質問にまいります。

通告で岸和田市と高石市との取組を例としてと通告をさせていただいておりますが、これは本年の4月1日より、埋蔵文化財に係る事務を高石市と岸和田市で共同処理が4月1日からなされています。こうすることで両市において後継職員が確保されて、知識、技術を継承し、将来にわたる両市の行政水準の維持向上が可能となり、財政面の効果も得られるということですが、これは忠岡を飛び越えて、高石と岸和田ですから飛地的に連携を実施するというものなんですけれども、ここで本町のそこへの参画ということは検討されたんでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員ご指摘のとおり、本年4月から高石市と岸和田市においてそういった形で委託がされておるといことで伺っております。実際、高石市には埋蔵文化財が含まれるとされる地域が14か所あることから、先ほどご指摘のあったように専門職員の人件費などの費用対効果を勘案した結果、岸和田市に委託したものであるというふうに思われます。

一方、本町における埋蔵文化財が含まれるとされる地域は1か所のみで、具体的には高月南2丁目と3丁目の一部が高月寺跡として該当地域とされております。これまでも専門職員は採用せずに現有の職員で対応してきたところでございます。現状においては他市に委託するという点については検討しておりませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

分かりました。忠岡の現状においては、別にそこに参画しなくてもやっていけるだろうということで一緒にならなかったということですが、飛地ということもあって、このような取組は非常に面白いなと感じたので質問させていただきました。

文化財以外の分野、土木や保健以外の分野でも高度な専門性が求められる部署というのは多くあるかと思えます。この高石市と岸和田市を一例としましたが、埋蔵文化財の分野以外でも何か適用できる部署はないか、調査研究していただきたいと思えますし、別の手段ですね。それ以外の別の手段、例えば大阪府からの派遣でありますとか、例えば広域的に複数の自治体で専門職の方を採用するといった取組も試験的に行われるかもしれないというお話もありますので、様々な角度から検討していただきたいと思えますが、どうでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

ご指摘のような、高石市が岸和田市に文化財調査員を委託しているということも、いろいろ検討する中で答えとして導き出されたものだと思います。現在、本町において必要とする専門職は一定常駐していただかないとできない業務を担う専門職ばかりでありますので、他団体との兼務というのは難しく感じますが、ご質問にもありました大阪府からの派遣等も検討しながら近隣他団体のケースを参考にして、よいものがあれば取り入れてまいりたいと考えております。また、本町の取組とのことですが、採用において様々な手法を検討しているところであります。

現在の状況ですが、それぞれの専門職の募集の際の大学などへの情報提供や公務員募集専門情報サイトへの登録、また採用ばかりではなく現有戦力をより効率的に運営できるような体制づくりも検討しているところでございます。

具体的には専門職を課ではなく部単位で活用できないかなど抜本的な見直しも含めて検討を行っております。いずれにしましても専門職は必要な人材であるのは間違いございませんので、今後も他団体の事例なども研究しながら人材確保に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

前川議員、もう3回過ぎていきますので、この辺で。

9番（前川 和也議員）

危機感を持って様々な取組をされているということです。採用の仕方に力を入れるだけじゃなくて、現有戦力、今ある職員さんですね。現有戦力を大事にしていく。いかに有効活用していくかと検討されているとのことですので、引き続きその方向で取り組んでいただきたいなと思っています。

今回は専門職のことを取り上げましたが、専門職でなくとも本町全体的に職員さんを確保していくこと、そしてまた退職される方にいかに思いとどまっていたか、そして能動的に活動できる職員さんをどう育成していくかと、常に本当に人事のほうで汗をかいていただいているということに敬意を表しまして、今回の一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、前川和也議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、小島みゆき議員の発言を許します。

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

4番、公明党の小島みゆきです。議長のお許しを頂きましたので一般質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染から2年半になりますが、いまだ収まることもなく、現在第7波になり、新規感染者数が昨日も全国で13万名弱、大阪でも9,601名、そして忠岡町でも23名、忠岡町の方は合計で3,749名の方が感染されています。お亡くなりになられた方へお悔やみを申し上げますとともに、感染されました方へお見舞いを申し上げます。

政府が6日に発表した新型コロナウイルスに感染した療養期間の短縮では、社会経済活動と感染防止の両立を図るための措置との認識を発表しました。また、無症状の人の食料品などの買い出しについても制限を緩和する方向で行くようです。

コロナワクチンについて質問をさせていただきます。忠岡町の新型コロナウイルスへの現在の感染状況、忠岡町としてコロナ陽性者への対応、コロナワクチン接種の世代別の接種状況を教えていただけますでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

1つ目についてでございますが、新規感染者数は9月7日現在、大阪府からの報告によりますと累計で3,749人となっており、7月中旬以降40人を越えた日が21日間ございました。第7波以降かなり増加している状況ではございますが、8月下旬より減少している状況となっております。

2つ目についてでございますが、新型コロナウイルス感染症を含めた新型インフルエンザ等対策を推進するためには、国、都道府県、市町村が相互に連携しながらそれぞれの役割を果たしていくことが重要であります。

新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおいて、まん延防止対策を行う上で都道府県の役割は感染症法に基づく患者への対応や濃厚接触者への対応を行うとあり、陽性者等への対応は大阪府の役割となっております。忠岡町では現在、地域福祉課において自宅療養者の濃厚接触者のうち、支援者がなく特に援助が必要な方に対し、要望があれば食料、日用品の支援について行っております。

3つ目についてでございますが、小児、5歳から11歳につきましては令和4年9月2日現在、初回、1回目、2回目接種のみとなっております。接種率は1回目、2回目ともに8%台となっております。12歳以上につきましては3回目接種の状況でございます。12歳以上の10代では26.8%、20代では39.1%、30代では43.7%、40代

では56.0%、50代では71.1%、60代では85.9%、70代では90.6%、80代では89.8%、90代以上では89.3%となっております。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。感染者数は一時期は本当に毎日びっくりするほどでしたが、日によって感染状況の変化はありますが、減ってはきているようです。また、ワクチン接種を受ける方も、高齢者はしっかりと接種されているようですが、年代によって差がありますが、どのように取り組まれていかれますでしょうか。また、住民の方が熱が出たときはどのように対処したらいいのかも確認のため教えてください。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、現在、我が国を含め世界各国で開発、製造が進められており、国民への円滑な接種を実施するため国の指導的役割、都道府県の広域的役割、市町村の住民に身近な視点から必要な体制の確保に取り組んでいるところです。

今後においても有効で安全なワクチンが開発、製造され、必要なワクチンを確保できた際には新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、国、都道府県及び市町村が協力し合って全国的に円滑な接種を実施していくことができるよう、その役割分担及び事務について総合的に示されるものと思われますので、接種体制の整備、確保について努めてまいりたいと考えております。

まず、そこで発熱があった場合ですけれども、まずは発熱、咳、倦怠感などの症状が少しでもある場合は、出勤や登校、外出などは控えていただきたいと思います。基本的には大阪府のホームページで公表されておりますが、発熱等の症状で診療先をお探しの場合は大阪府のホームページで診療、検査、医療機関が公表されております。かかりつけ医がない、夜間、休日で診療できる病院が分からない場合は、発熱者SOS、新型コロナ受診相談センターに電話にてご相談ください。

受診検査後、陽性と判明された場合は保健所よりファーストタッチがあります。重症化リスクの少ない75歳未満の方はSMS、ショートメールサービスにより必要な情報の案内があり、宿泊療養もしくは自宅療養となります。自宅療養で必要な情報や支援内容については、自宅療養者支援サイトで食料サービスやパルスオキシメーターの貸出しなどが受けられます。ファーストタッチで75歳以上の方、40歳以上75歳未満のうち重症化リ

スク因子を複数持つ方、妊娠している方は保健所から電話連絡があり、入院や宿泊療養など療養方法を決定することになります。

療養解除につきましては、昨日、9月7日付の厚生労働省の事務連絡によりますと、有症状または無症状患者の療養期間について、有症状者は発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。ただし、10日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や高齢者等のハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所への利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いすることとなっております。現に入院している方は従来と変更はございません。

あと、無症状の方につきましては、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする、これは以前と変わっておりません。

なお、療養期間中の外出自粛について、有症状の場合は症状軽快から24時間経過後、または無症状の場合は外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないとされております。この件につきましては9月7日より適用となり、同日時点で患者である者にも適用いたすということでございます。

次に、20歳から49歳までの軽症者で、重症化リスクに該当する基礎疾患がない、妊娠していない若年輕症者は、自宅購入や無償配布で入手した検査キットで自己検査を実施し、陽性であれば府の自宅療養者支援サイトからオンライン診療可能な事業者を選択し、オンライン診療後確定診断となります。若年輕症者への検査キットの無償配布は町内で3か所の薬局で配布しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

詳しく教えていただき、ありがとうございます。世代別の分もしっかりと取組をお願いしたいと思います。個人差はありますが、ワクチンを接種したいが、熱が出たり副反応など接種後のことを考えて、なかなか打てないと言われるお声もお聞きします。私も1回目は微熱程度でしたが、2回目は38度の熱が2日間出て、3回目は38度3分の熱が3日間続きました。コロナにかかるのも怖いですが、4回目を打つのも怖いと思いますが、ワクチン接種を受けているほうがコロナに感染しても病状が軽く済むし後遺症も出にくいと言われる医師も多くおられますので、私自身はワクチン接種は受けようとは思っていません。

昨年まで子どもはコロナへの感染や重症化する事例が少ないこともあり、ワクチン接種

の優先順位は低かったですが、オミクロン株以降、子どもの感染が多くなっています。ウイルスの変異に加えワクチン接種率が低い子どもの年齢層は免疫を持っていない人が多く、かかりやすく、また広がりやすい環境になっています。子どもの場合、軽症者が多いが、熱が出やすく熱性けいれんの発生が多くなっています。まれではありますが、急性脳症などを発症する事例もあります。ワクチン接種により感染や重症化だけでなく、それに伴うリスクも低減されます。

日本小児科学会は子どもの感染者の増加やワクチンの有効性が確認されたことを踏まえ、新型コロナウイルスワクチン接種の5歳から17歳について、従来の「異議がある」との見解を「推奨する」に強めました。また、重症化予防などのメリットが副反応などのデメリットを大きく上回るとの判断を示し、ワクチン接種を推奨するとしたことも理解できます。

また、厚生労働省でも、有効性を確認できたことを理由に挙げ、5歳から11歳の小児についても、強制ではないが、努力義務になりました。あくまでも本人と保護者が納得した上で判断するものですが、できれば接種を受けていただきたいと言われている小児科医の声は多くあるようです。努力義務になり、忠岡町として小児へのコロナワクチン接種の今後の対応はどうされていかれますでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

現在、国内における小児、5歳から11歳の新規コロナウイルス感染症は、中等症や重症例の割合は少ないものの、オミクロン株の流行に伴い新規感染者が増加する中、重症に至る症例数が増加傾向にあること、感染者全体に占める小児の割合が増えていることが報告されています。

また、基礎疾患がある小児では新型コロナウイルスに感染することで重症化するリスクは高くなると言われております。今後、様々な変異株が流行することも想定されること、現時点において特に重症化リスクの高い基礎疾患を有する5歳から11歳の小児に対する接種の機会を提供することが望ましいと考えることから、厚生労働省の審議会で議論された結果、予防接種法に基づく接種に位置づけ、小児を対象にワクチン接種を進めることとされました。

忠岡町におきましては、国の方針に基づき、現在小児科であります中川クリニックとやぎ医院において、接種希望者に対し実施しております。

今後の小児のワクチン接種につきましては、9月20日開催の厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において、オミクロン株の流行下での新たな知見を踏まえ努力義務を適用

することが適当との見解が示されました。また追加接種、3回目については有効性及び安全性に関する知見等を踏まえ、2回目接種から少なくとも5か月経過した後に行うことができることとされたところであります。

本町といたしましては、国の方針に基づき、町内医療機関の協力を頂き対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

先ほどもお聞きしたように本当に小児の接種率が低いということもありますので、ぜひよろしく願いします。政府もですが、忠岡町としても保護者には丁寧な情報の周知に一層努めていく努力が必要であると思います。よろしく願いいたします。

次の質問、不登校について質問させていただきます。

文部科学省の調査では不登校の児童・生徒数は30年にわたり増加傾向で約20万人になり、特に直近5年間で急増していて、小学校で約100人に1人、中学校で約25人に1人が不登校になっています。また、小学6年から中学1年の間で不登校数が1.8倍になっています。小学校の100人に1人だとあまり多くないという印象を受けますが、中学校の25人に1人が不登校だと、1クラスに1人不登校の生徒がいる計算になってしまいます。

不登校の要因は一人一人違いがあり、いろいろあると思います。コロナ禍で緊急事態宣言や休校や行事の中止など、子どもたちには大変負担がかかっていると思います。緊急事態宣言の後ぐらいから不登校になったパターンもあるとお聞きしています。いろいろなことで気持ちが途切れてしまったり無理に学校に行かなくても、コロナ禍なので、絶対に行きなさいと言われることもなく、行かないことに慣れてしまい、家にいるのが楽になってしまうということもあると思います。最近はコロナ前の生活に戻りつつではありますが、まだまだ以前の生活には戻っているとは言えないと思います。コロナ禍ということでの影響はありますでしょうか。

また、不登校児童・生徒への対応はどのように取り組んでおられますでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのコロナ禍による児童・生徒の登校に係る影響につきましては、過去の感染拡大期において新型コロナウイルス感染症への不安等で出席を控える児童・生徒がいた状況でございます。従前より本町教育委員会におきましては様々な不安等により、学期始め



は児童・生徒が不登校状況に陥りやすいため、児童・生徒の出欠状況の把握に努めております。その結果、今般の第7波においては、現在のところ新型コロナウイルス感染症への不安等で出席を控える児童・生徒は3校ともいない状況でございます。なお、感染が不安で登校を控えられた際や不登校児童・生徒には、本人及び保護者と連絡を丁寧に図り、学習プリントの配布等の対応を個別にいたしております。

2点目の不登校児童・生徒についての対応でございますが、各学校では児童・生徒及び保護者の思いに寄り添いながら、家庭訪問や電話連絡を密に行うなど、学級担任を中心とした組織全体で取り組んでおります。また、専門的な見地から、不登校の要因や背景を的確に把握するため、町単費と府費負担のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを活用しております。

また、令和3年度には忠岡町適応指導教室ソレイユを開設し、町会計年度任用職員として室長を配置いたしました。1人配置の場合、体調不良等で休まなければならない場合、教室を臨時休業しなければならないため、今年度より指導員を配置し、2名で対応に当たっております。ソレイユでは個別の学習支援や栽培などの体験活動を実施するとともに家庭訪問なども行っております。また、定期的に学校の教員が訪問する等、学校との連携も密に図っております。引き続き学校、保護者、ソレイユ、関係機関等と連携を図りながら、学校に行きたくても行けない子どもたちを支援してまいりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。今回のコロナ禍では不登校児童がいないということで、本当に先生たちが頑張っていた中でかなというふうに思います。不登校児童とか生徒は、現在では何名いらっしゃって、そのコロナ前後での変化はあるんでしょうか。また、不登校になると勉強への心配があったり親御さんの不安もあると思います。今、タブレットを使って勉強されているということもあるので、オンライン学習とかで補助とかもされているんでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

まず、不登校の人数につきましてでございますが、昨年度、令和3年度につきましては小学校8名、中学校19名でございます。令和4年度1学期末現在につきましては、年間30日以上が不登校という形になりますので、10日以上のもにつきましては小学校

1名、中学校が11名でございます。不登校の児童・生徒数につきましては、前年度に比べますと小学校は減少傾向、中学校につきましては令和2年度と比べて令和3年度は増加傾向に当たっております。

また、すみません、オンライン、1人1台タブレットにつきましては、学校の備品として、現在、様々な授業の中で積極的に活用しているところでございます。1人1台タブレットの持ち帰りにつきましては、あくまでも長期休業等を想定しておりますので、議員お示しの不登校生徒への貸出しにつきましては、現状は考えておりません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。

先ほども適応指導教室ソレイユの話がありましたけれども、今、ソレイユのほうには何名ほど通われていて、またその通われた中で、そちらに通えるようになったまでに期間がどれぐらいかかっているのかと、また、ソレイユに通われたところから、また学校に戻れた方とかはいらっしゃるのでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

本町適応指導教室ソレイユにつきましては、今年度につきましては3名、中学生が入室しております。昨年度の場合、中学生が4名、小学生が1名通所しておりましたが、例えば、お子さんによっては放課後に学校の先生に学校に会いに行ったりとか学校行事等に参加できた場合もあるというふうに聞いております。ただ、やはり様々な要因がございますので、そこは丁寧に学校、ソレイユ連携の上、対応のほうをしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。先生方が児童・生徒のことをよく分かっていらっしゃると思います。忠岡町総合計画の中にも、近年はいじめや児童虐待、相談対応件数の増加など問題、障がいや不登校、外国人であることなど、特別な配慮を要する児童・生徒の増加とい

った点を勘案した、誰1人置き去りにしない教育の実現が求められていますと言われております。しっかりと寄り添っていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、小島みゆき議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に勝元由佳子議員の発言を許します。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

改革忠岡の勝元です。早速、通告書に従い一般質問させていただきます。

本町の人事行政の問題についての質問です。

まずこの質問に先立って、通告書にも記載のあるとおり、本質問は本町の人事行政、職員対応の問題、あり方について問うものでありまして、この質問の対象になっている当該職員の方個人に関して何ら問うものではないということをお知らせ申し上げます。また、当該職員の方におかれましては、この質問の間、居心地の悪い思いをさせてしまいますけれども、申し訳ありませんが、どうぞご辛抱願いたいと思います。

では、質問に入らせていただきます。

本町は今年度4月1日付にて、近隣市の職員であった地元町民を部長級の一般職の公務員として採用、登用しました。この件について、しばらくしてから地元の住民さんから私宛てに1通の投書が届きました。

その中には今回採用された当該職員の方が、本町に住む町民であること、また杉原町長とは個人的に非常に親しい関係にあることなどが書かれておりました。その上でこの方、なぜこの職員の方が忠岡町の幹部職員になってきたのかとか、杉原町長のお友達人事なのではないですかと。また、今回のこの職員採用について、違法ではないと思うけれども、杉原町長の町政の私物化ではないのでしょうかといった内容のことが書かれておりました。

私もこの投書を見て初めてこの職員の方が町民であることとか、町長と親しい間柄であることなど、初めて知ったわけなんです。この投書を受けまして人事部局、それからこの職員の方ご本人、また府の人事部局等々関係各所ですね、確認、問い合わせしまして、また加えて、この件について開示請求も行いまして、いろいろ調べましたけれども、この職員採用について地方公務員法上の趣旨、原則から見た妥当性を客観的に示す記録、情報が

全く得られませんでした。

まず、公務員の採用についてですけれども、これは地方公務員法上に定められているのはご存じのとおりです。本町の井上副町長も大阪府から来られていますけれども、そういった特別職、副町長等の特別職の方とは異なって一般職、通常の公務員採用については地公法上、1つ、優秀な人材を広く募集する能力主義・成績主義、それから2つ目、首長等の任命権者等が個人的な感情や関係性から人を選ぼうとする情実人事を排除し、人事の公平・公正を確保すること、この2つが大原則とされています。

特に一般職の公務員の採用の場合、広く公平に募集する公募かつ競争型の試験、あるいは面接等の選考というのが大原則であるにもかかわらず、当該職員の採用では面接等を含めて一切なされておらず、最初から特定の人物を、決め打ちで、一本釣りの採用していました。この採用について本町は地公法の第21条の2第3項のいわゆる割愛採用というのを採用の根拠としていました。

この地公法21条の2第3項というのを簡単に説明しますと、国や他の自治体の公務員だった人を別の自治体、今回は忠岡町ですけども、別の自治体が職員として採用する場合、改めて選考しなくてもいいよという選考を免除できる規定なんですね。ただし、何でもかんでも好き勝手に試験や選考を免除できるわけではありません。

ですので、まず採用理由等について質問を3つ、一括でお聞きします。

まず1つ目、法的な部分でお聞きします。この地公法の第21条の2第3項の選考免除できる場合について、法律で次の2つの条件を課しています。1つ目、採用候補者名簿がないこと、2、人事行政の運営上必要であると認める場合に限って、この2つの条件が満たされて初めて選考免除できると規定されているんですけども、今回の職員採用において、法が定めるこの2つの条件、どのようにクリアしていたのでしょうか。特に人事行政の運営上必要であると認める場合、これに本町のどのような理由、事情が該当していたのでしょうか、具体的に明らかに説明していただきたい。

次に2つ目、通常、公務員を採用する場合は、特に今回のように競争型の試験等も何も行わずに、よその自治体から特定の職員を引き抜くという場合は、それ相応に自治体側、本町があらかじめ、こういう業務、仕事があって、その業務、分野に精通したこういう職員が欲しいと、何らかの募集の条件、存在したはずだと思います。ですので、その職員採用に当たってどのような人材募集の条件をしていたのか、どんな人材を求めていたのか、その条件を示していただきたい。

次、3つ目、広く公平・公正に優秀な人材を募るという一般職の公務員の採用の大原則を破ってまで、本町は公募による募集も試験も選考も何もしないで、特定の人物を一本釣りの採用しました。ですので、2点ちょっとお聞きしたいんですけども、なぜ公募をしなかったのか。公募に適さなかった理由、説明していただきたい。

あと、しかもこの採用の一番のポイント、これだと思うんですけどね。この人でないと

駄目なんだと、ほかの人じゃ駄目なんですという余人をもって代え難し、この部分ですね。どういう理由でこの余人をもって代え難かったのかというところを具体的にご説明いただけますでしょうか。

ちょっと駆け足で申し訳ないですけど、3点お願いします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

1点目ですね、地公法第21条の2第3項においての部分で回答させていただきます。この部分につきましては、このたびの採用につきましては、本町の課題解決を図るための能力を兼ね備えた人物を求めておりました。その人物像は、業務遂行能力、決断力、折衝力を持ち合わせたリーダーシップが取れる者と考えていたところでございます。

2番につきましても同じ回答になるかと思えます。業務遂行能力、決断力、折衝力を持ち合わせたリーダーシップが取れる者というところでございます。

3点目のご質問でございますけれども、なぜ公募しなかったのかというところでございますけれども、大阪府に依頼するという選択肢もございましたが、課題解決を図る上で能力を備えた方というところを求めておりましたので、可能な限り採用のミスマッチを避けたいという思いがありまして、こういった採用をしたところでございます。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

今、業務遂行能力とかリーダーシップ等々ですね、人材募集の条件、おっしゃっていただいたんですけれども、それであればその条件で募集したらいいんじゃないかって思いますわね。ですので、なぜ公募にふさわしくなかったのかというところをお聞きしたんですけれども、今回のこの採用について、私も府の人事に再三ちょっと、人事に疎いものですか確認というか、いろいろ教えていただいていたんですね。それで、この本町の採用について、やっぱり余人をもって代え難しと、この部分をやっぱり自治体側に説明責任があると。この人選理由の部分客観的に証明できないと公務員の採用、そちらの自治体の採用が公平・公正であったと住民に説明つきませんよねと。つまり、自治体が口で言ってるだけでは駄目ですよと、客観的に立証する必要がありますよということをおっしゃってました。

それで、今のところ、私も開示請求等をしましたけど、そういった客観的に知らせるものが何もなかったんですね。ということで、今回のこの採用というのは、やっぱり首長の親しい方を、突然といいますか、あらかじめ職員の採用ですね、人材募集をしていなかった

たというのを担当部局のほうにも確認しています。なので採用もしてないのに、突然本町の職員に採用されたということで、やっぱりこれは極めて縁故的で、地方公務員法がまさに排除しようとしている任命権者、つまり町長による情実人事ではないのでしょうかと思うわけです。

そういう意味で、特にこの採用人事についての説明責任が本町には課されているわけですが、すけれども、しかし、本町はこの採用について説明をしていませんし、むしろ当該職員についての情報を個人情報ということで非公開にしています。ですので、私もこの近隣市という書きぶりをして伏せているんですけれども。

次に、また質問を3つ一括でお聞きしますけれども、通常の競争型の採用試験等を受けて、一から入り直した方というのであれば、前の職歴等は個人情報で非公開というのも理解できます。これは私も府の職員の方も同じ考えなんですね。ただし、今回のように法の趣旨にそぐわない特殊な形で一般職の幹部職員を採用している場合、むしろ本町の人事行政の正当性を判断するためにも、むしろ通常、副町長等特別職の職員採用、あるいは人事案件等ですね、具体的にどういう方なのか、どこの自治体から来たとかそういった情報をきちんと公表して明らかにしていますよね。それと同じように住民に広く公表して、この特殊な採用人事について住民や社会の理解、納得を得るべく説明責任を果たす必要があるんじゃないでしょうかというのが、1つ質問です。

次、2つ目の質問。この職員を引き抜かれた、この近隣市のほうにも私、確認をいたしました。事情をお聞きしましたところ、まずこの職員の方、一身上の都合ということで自己都合で退職された。この市では、中途退職者には全員理由を聞いているので、退職理由を聞いたところ、「忠岡町に行く」ということであつたので、うちの市としてはそれで初めて知りましたということなんです。

通常、自治体によその自治体なり公務員の方を引き抜いて採用する場合、井上副町長もそうやと思いますけれども、最初に組織同士でやり取りしますよね。「おたくの職員さん、欲しいんですけど」ということをきちんと組織として申入れして、協議、調整した上で職員の方をもらうというのが本来の筋やと思うんですけども、今回、本町というのはその引き抜く近隣市さんには内緒でというか、勝手に特定のよその職員さん個人にお声をかけて話をつけて引き抜きをした。なので、引き抜かれた近隣市さんから見たら、大事なベテラン幹部職員ね、忠岡町に奪われた形になってるんですね。そういった本町の引き抜き方ということですね、公務員の採用方法として、法的な面だけでなく、仁義といえますか道義的にも反してるんじゃないかと思いました。

その点について、この近隣市さんにも聞いてみました。「忠岡町がそちらの市から今回、職員の方を引き抜いて採用しましたが、市長さん初め市のほうは、どうぞ、どうぞって思ってるんですか」と聞きましたら、「いやいや、そんなふうには思ってませんよ」と、はっきりおっしゃってました。

市としては、「市長さんもそうだけれども、やめる職員、引き留められませんよね。言っても仕方ないから言っていないんです」と。加えて、「人材育成には長い年月がかかる。優秀な人材、ベテラン職員を引き抜かれるのは正直、うちの市としても痛い」ということもおっしゃってました。これは忠岡町も同じだと思います。

ですので、2個目の質問ですけども、今回の本町の職員の引き抜き方というところですけども、職員を奪われた形になった近隣市さん側というのは、聞いている限り明らかに気分を害しているというふうに見受けられました。本町がそういった道義に反するやり方をしたことで、今後、本町とこの近隣市さんとの関係にひびが入ったりしないのか。そこが非常に懸念される場所です。

午前中、松井議員の一般質問の中でも、「ごみ処理事業の広域化の部分で本町が不義理なことをしていると近隣市も怒ってくる。忠岡町、まともに相手にしてもらえなくなるよ」とおっしゃってましたけども、それを聞いてまして私も、本町、ごみ分野だけでなくて人事分野でも同じように不義理なことをやってるんやとなると、ますます今後の本町とこの近隣市さんとの関係性、悪化するんじゃないかと懸念するわけですけども、この点についていかがお考えでしょうか。これは町長でも担当部長の方でも、どちらでも結構です。お答えください。

次に3つ目。これは杉原町長にお聞きします。住民さんから投書が届いたことから、既に本町の職員採用について住民の疑念を招いていることは明らかです。また、引き抜かれたこの近隣市さんの人事部局も、今回のこの本町の職員の採用方法について、こうおっしゃってました。「やっぱり一般職の公務員の採用については、地公法上、広く優秀な人材を募集するという大原則があるわけですから、公募による競争型の試験などをして採用するのが基本原則なんですけど、忠岡町さんはそういう方針じゃないんですね」っておっしゃって、ちょっと苦笑いというか、されてました。これはどういう意味でしょうか。

これは私ですね、忠岡町さんは法の趣旨に反して縁故的な公務員採用をしてはるんですねと笑ってるんじゃないかと、そういう意味で私、受け取りました。こんなふうに本町の職員採用のあり方というのは極めて縁故的であって、本来の公務員採用としてふさわしくないんじゃないかと、そういった疑念、不信感を地元住民、地域の住民の方はもとより他の自治体職員にまで与えているわけです。

ですので、町長にお聞きしたいんですけども、こういった個人的に親しい方、他市の職員の方ですけども、正当な採用理由も見当たらない中、公務員の採用の大原則に反した形で一本釣りに採用したことに対して、住民の方から町政の私物化と指摘されていることについてどのようにお考えでしょうか。

また、本町の公務員採用のあり方、人事行政について、住民のみならず町外の自治体職員にまで縁故的であるとの疑念や不信感を既に招いていることについて、どのようにお考えでしょうか。そして今後、そうした疑念や不信感をどのように払拭し、住民や社会の理

解を得ていくおつもりなのでしょうか。

以上3点、お願いできますでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

私のほうから1点目と2点目についてご答弁をさせていただきます。

1点目のほうですけれども、経歴をなぜ非公開にしたかというところでございますけれども、これにつきましては情報公開条例の第7条に「公開してはならない情報」としておりました、特定の個人が識別され、またはされるものというところに、職業、職歴が掲載されておりますので、この部分で非公開となっているところでございます。

2点目の質問でございますけれども、他団体との関係悪化になるのではないかとこのところでございますけれども、その後、人事当局のほうではいろんな会議、また情報交換の場で顔を合わせる場合がありますけれども、関係が悪化しているということはございませんので、よろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

先ほど公室長からのご答弁がありましたように、私自身、そういうことはさらさらございませんし、規定どおり、ルールどおりでしっかりと採用したということでございます。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

ちょっとあまり町長には答えていただけなかったんですけども、さきの公室長さんのご答弁のところ、まず非公開にしてる部分ですけども、そこは今、町側が、町側の解釈ですよ。ですけども、個人情報とはいえ、こういう特殊な人事案件等で説明責任を課される、しかもその個人というのが職員採用という部分であれば、第三者情報の照会というものもあるでしょうし、ご本人が「開示していいよ」と言えば開示もできるんじゃないかと思うわけです。

この非公開の情報について、私、開示請求してますので、一応審査請求させてもらって、ちゃんと専門家の審査会の答申、諮ってみたいと思ってます。審査会がこれ、やっぱり人事情報やから公開すべきやと判断するのか、町の判断どおり、条例どおり非公開でいいと判断するのか、そこはきちんとちょっと、しかるべきところに諮ってみたいと思って



ます。

次ですけれども、結局、この採用なんですけれども、町側は町長を含めてそうおっしゃいますけれども、府の人事部局、それから私も個人的に昔からの知人で、実際府から府内市町村に相応の役職で行かれた経験のある事務方の方々、複数知ってますので、その方々にもちょっと聞いてみたんですけれどね。やっぱり他の自治体の公務員の方々、みんなそろって首かしげる採用人事なわけですよ。問題ないと言ってるのは忠岡町だけという状態です。

ですので、やっぱり府の人事部局が言うとおりに、この採用については客観的に立証するのが大事だと。今のところ忠岡町はそういった住民、社会、あるいは他の自治体職員から見て理解、納得してもらえないような客観的立証ができていないように思います。

もし町長以下本町が、本当にそういう縁故的な採用をしてないと、公平公正な職員採用、人事行政してますというのであれば、むしろ今回の職員採用についてやっぱり町内外にきちんと説明責任を果たすべきではないでしょうか。やっぱりこのままですと、少なくとも近隣の自治体の職員さんを含めて「忠岡町がね」って、もう実際思われてるわけですから、我々住民もやっぱり恥ずかしいというところで、よろしくお願ひしたいと思いません。

ということで、次の質問に移らせていただきます。入札指名業者の選定等に係る問題についてです。この質問について、時間の都合によって1つ目と2つ目の入札の問題と議事録の問題、一括でまとめて質問させていただきます。

本町ではこれまで指名競争入札を実施する際の指名業者選定委員会の議事録を非公開としていましたが、以前、この業者選定委員会の議事録について情報公開をして、その議事録が非公開であったことに対して審査請求した結果、令和2年10月から公開となっています。改めて、ここ数年のその選定委員会の議事録、先般開示請求して見ましたところ、やっぱり問題があるなと思いましたが一般質問させていただきます。

まず、大津川河川公園管理委託業務の入札についてですけれども、この今年度、令和4年度契約に係る発注について見ましたところ、設計金額的に指名業者6社以上でないといけないところを、6社に満たない町内業者5社ということを選定委員会で決定して、入札を実施して契約締結を行っていました。

これですね、理由について担当部局、それから総務課に確認しましたところ、当初、8社を指名しようとしていた。前年度も8社で指名してましたので、そのまま8社でしょうとしたけれども、災害時等の緊急対応の面から2社落として6社になった。この6社を業者選定委員会にかけたけれども、さらに委員会の中で業者の問題が出てきて1社落として、最終的に5社になったと。

なぜこの5社でいいと判断したかという部分について総務課のほうで、町の業者指名基準の第8条のところただし書きがあって、「契約の性質、目的またはその他の事情によりこれにより難しい場合はこの限りでない」というただし書きがあるので、本来の規定数6

社以上を満たしてなくても、5社でもオーケーなんですと、そういう説明やったんですね。例外規定があるから、それを使って規定に沿わないことをやってもいいんだとなったら、何でもありになってしまいますねということなんです。

この大津川の河川公園の管理委託業務の発注について、2つ、まず質問です。仕様書等を確認しましたがけれども、災害時等の緊急対応に係る部分というのは過去からずっと何ら変わってません。仕様書、変わってません。なのに何で今年度に限っていきなり緊急時の対応がどうのと言い出して、指名業者を削ったのか、全く理解できませんので、その部分、ご説明いただきたい。

あと、町内業者の縛りですけれども、仮に業者を削った理由に正当性があつたとしても、やはり規定上6社以上で入札することとなってるんですから、町内業者にこだわらず、ちゃんと入札登録業者の中から受注希望の業者を選んで6社以上として、より望ましい、本来あるべき姿で入札すべきだったんじゃないでしょうか。

この点、業者選定委員会の委員長というのは、井上副町長が来られてから副町長が委員長になられてます。ですので、副町長への疑問については後で質問するとしまして、こうした本町の業者選定というところですね。特にこの業務、町内業者でないといけないという特段の事情もあるとも思えません。ですので、町内業者に限定するのは実質的な町外業者の排除にしか見えませんが、この点についていかがお考えでしょうかというところ。

まとめて、すみません、議事録についてもお聞きします。この業者選定委員会の議事録なんですけれども、見ましたところ、新たに公開用につくった、設けたと思われる会議概要という様式があるんですね。そこに最低限度の情報、開催日時とか場所とか、誰が出席したか、で、結果。そういった最低限度しか記録されてませんでね。どういった検討、協議がこの委員会で行われて、最終指名業者が決定したのかとかですね。この本町の業者選定が妥当なものであつたのか、我々住民が判断するのに必要な情報など、一番肝心な部分、最も重要かつ住民に知らせるべき情報が記載されていないと。また、出席者についても、非公開時代は誰々、例えば誰々公室長とか誰々総務課長、名前と役職、書かれてたんですけど、今は役職しか書いてなくて、誰か分からないようになってるんですね。そういったところでも後退してるということなんです。ですので、これだと議事録が公開になっても全く意味がなくて、実質的に以前の非公開時代と何ら変わりがないということなんです。

ですので、この議事録についても2つお聞きしますけれども、本町の発注事務の公平性、公正性、透明性を担保するためには、もっと説明責任を果たす内容に議事録を改善すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

2つ目、これは杉原町長にお聞きします。町長は議員時代からこの大津川の河川公園の管理委託業務、議会でもよく取り上げられていたと思います。この発注について私も違和

感をずっと感じています。入札しているにもかかわらず、ずっと同じ業者が過去からずっと受注し続けている。必要があれば業者選定、入札の方法を変えるべきじゃないんですかと、どのように感じておられますかというのが1点。

次、2つ目、あわせて町長は議員時代からこの業者選定委員会の内容については非公開で、ブラックボックスだということを議会でも発言されてたと思います。議事録で見た記憶があります。そんなふうはこの業者選定委員会について、やっぱり問題視されていた杉原町長が、今、入札制度改革にも取り組んでおられるわけで、今のこの公開としながらも実質的には非公開の議事録ですね。町長も決裁の判こを押されてるんで、見てはりますよね。なので中身、見てはるはずなんですけども、この今のね、きちんと内容が分かるように書かれていない、非公開状態と変わらないこの議事録を見て問題やとも何とも思われなんでしょうか。もっとちゃんと書かんかいとかないんでしょうかね。どのように思われて、今後どのようにお考えなのか。もし今後のお考え等があればお聞かせください。よろしくをお願いします。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

まず、私のほうからは、ご指摘の大津川河川公園業務委託に係る業者選定の数なんですけれどもね。6社から5社へ変更したという部分と、2つ目の業者選定委員会の会議録の作成という、この2点についてご答弁させていただきたいと思います。

まず1つ目でございますけれども、令和4年2月28日執行の大津川河川公園管理委託業務の入札における業者選定でございますが、ご質問の指名業者を、指名業者選定委員会において6社から5社として決定したとされてますが、5社にした案の作成につきましては、指名業者選定委員会に諮る前に決定したものでございますので、指名業者選定委員会では5社の案で審議をいただいたものでございます。ご理解いただきたいと思います。

本件の業者選定につきましては、令和3、4年度物品役務等業務登録名簿におきまして、道路、公園清掃を第1希望から第3希望で登録をしている業者で、主たる営業所を忠岡町内に有しており、緊急時に対応ができる作業員を複数人有している業者であることとして、5社指名を行いました。

ご指摘のとおり、忠岡町物品役務等請負業者指名基準第8条関係の別表におきまして、本件の金額であれば6社以上指名すると規定しています。しかし、同条のただし書きで、契約の性質、目的またその他の事情により難しい場合はこの限りではないと規定されていることから、本件の契約の性質、仕様等を考慮したただし書きを適用させ、5社を指名し入札を執行したものでございます。

2点目でございます。選定委員会の会議録の作成でございますが、まず会議は、審議会等は原則公開であると認識のもと、審議の状況を住民に明らかにし、透明かつ公正な会議の運営を図るとともに、審議の重要な部分をなす審議会等による意思形成過程を公開することを通じて、住民に説明する町の責任を果たし、町政に対する住民の理解を深め、住民と行政が情報を共有することができることが重要であると考えています。

本町における指名業者選定委員会は、忠岡町情報公開条例第6条第4号の規定により非公開とし開催してございますが、審議内容等を記載した会議録は作成してございます。

今までは議事の進行の状況、委員の発言等におきましても記録してございましたが、審議内容の関連等での簡易な、直接審議に影響がない情報等まで記録するかどうかの必要性を考慮し、要となる重要な部分の記載はもちろんのこと、業者選定が分かる内容を記載した、簡潔で見やすい会議概要に変更を行ったものでございます。

しかし、住民が会議概要の審議内容において分かりづらいものになっているものであるのであれば、適宜見直しを行い、住民の方々に説明責任が果たせるような、理解していただきやすい会議概要の作成に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

私のほうからは仕様書の部分についてご説明させていただきたいと思います。

近年の雨の状況につきましては、突発的に集中して大雨が降ると、いわゆるゲリラ豪雨というような雨が頻繁に起こるものと認識をいたしております。そのような条件下で、河川公園で遊ばれていた子どもたちを緊急に避難させなければいけないとかいうような状況も想定されるかとは思っています。

そういった中で、緊急時対応というものを我々といたしましては重要視しておるところで、忠岡町に主たる営業所を有していること、及び複数人有していることということで仕様書を入れさせていただいている、業者選定の部分として入れさせていただいているということでございます。

もう1点、町内になぜしているのかという点についても、同じような理由でございますので、よろしくお願いをいたします。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

まあ、河川公園、されど河川公園ですけれども、議員時代からずっとずっと、いろんな意味で提案もしてきました。昨今ちょっと議員先生方からの提案というのは少なくなっているのかなという気がします。以前は共産党さんからも仕様書等についてもいろんな課題を町当局にぶつけられていたという記憶はございます。

私も提案はたくさんやってまいりました。いろんな面で、ヤギを飼うたらどうやとか、ヤギを飼うたら循環型社会で、草を食べてしまうさかいに、ほかしに行かんでええやないかとかと、人件費、要らんやないかとかいうような形で、あつという間に、10年ぐらいいじき経つんですよね。10年たてば何千万円が、掛ける10年で何億というような形になる。

その辺のことも踏まえ、監査委員さんもそういう指摘もあつたように記憶しております。四半期での入札をしたらどうだとかいうような形で、競争原理が働くんじゃないかとか。今、現時点では鳳土木さんともちょっとご相談いたしまして、いろんな機具は借りていただけないかとか、またプロパーでやっていったらどうだとか、いろんなことも考えながら、もう少しいい方法という言い方はおかしいんですけども、開かれたクリアな形で、いろんな形でやっていけたらということは、指示は出しております。

会議録につきましては、今こういうところでございますので、簡潔なものであれば問題はないということで認識しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

以上で、勝元由佳子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

15時10分より再開いたします。

（「午後2時54分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後3時10分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

6番、日本共産党の是枝です。

私は、忠岡町が進めようとしているごみ焼却場の公民連携方式、民設民営による産業廃棄物との混焼施設に建て替えてしまうという問題について質問をいたします。

忠岡町は、令和6年3月末で運転管理業務の委託契約を終了したら、忠岡町のクリーンセンターの土地を民間に貸して、200トンの産廃焼却炉を建てさせて、そこに忠岡町の一般廃棄物のごみ20トン焼却委託するという方針を先日晒されました。理由は、忠岡町は焼却炉の撤去や建設費用が不要になり、忠岡町の費用負担が減るとのことです。

しかし、現在のクリーンセンターの焼却炉は一般廃棄物のみの30トン炉1基であるのに対し、次にできる産廃焼却炉は100トン炉2基で、忠岡町のごみはほんのわずかで、産廃ごみはその大部分を占めます。その産廃の中身は木材等と言いますが、産廃を焼却すると環境への影響が大変心配されます。

産廃ごみの何が問題かという、一般廃棄物とは内容が違い、産廃には何が入っているか分からないからです。企業活動から出される産廃にはどんな有毒物質が含まれているか分からず、中国など海外の国々が受入れを拒否している汚れた廃プラごみや放射能汚染物質、廃油、廃酸、廃アルカリ、瓦礫類などもあり、大変心配です。ダイオキシン類などの有害物質の新たな生成や重金属類などが濃縮されたりするため、ごみ焼却炉はある種の化学工場とも言われています。ごみの中に塩化ビニールなどの塩素系廃プラが大量に入っていたら、より多くのダイオキシンが発生します。そういった物質が出ないようにフィルターや電気集塵機がいつも良好に作動しているとは限りません。ダイオキシンが再合成される危険があります。

ダイオキシン対策のため、燃焼温度を850度以上の高温で焼却すると、また別の化学物質が発生します。塩化ビニールを1,000度で燃やすと、ベンズアントロン、ベンゾキノリンといった発がん性環境ホルモンの物質が排出されたという実験例もあります。高温で焼却するほど喘息の原因の窒素酸化物や地球温暖化ガス、CO<sub>2</sub>などの量も増加することが指摘されています。ごみの処理は燃やさない、このことが一番大切です。

このように、今は一般廃棄物だけの焼却炉ですが、その9倍の産廃ごみが一緒に焼却される下で、排出される化学物質の質も量も格段に増えます。だから、住民の健康と環境面から産廃は受け入れ難いものであります。

ここで1つ、忠岡町と同じようなケースをご紹介します。静岡県の掛川市と菊川市の衛生施設組合の環境資源ギャラリーです。扱うごみに建設廃材など産廃を含めたことで、施設の地元の掛川市の満水（たまり）地区が「産廃の処理施設は到底受け入れられない」という要望書を両市に提出されました。

それを受け両市では、市民対話集会を2回開催され、産廃反対の意見が多数出されました。5月14日に開かれた2回目の市民対話集会では200人もの市民が参加され、産廃受入れに否定的な意見が大勢を占めました。

例えば住民は、ごみ減量化に努力してきた、240トンもの今の2倍の炉を造る必要は

ない、ごみの量を減らして、もっと小さな炉にすべきだ等であります。ほか、一連の流れの中で、地元意見の聞き方がずさんだといった、基本構想の策定プロセスを問題視する発言も相次いだそうです。

また、両市でつくられた専門家による検討委員会では、一般ごみだけを扱う焼却炉を公設で整備することが望ましいとの結論がまとめられました。それは脱炭素に向けた国策への臨機応変な対応や、行政責任の明確化を考えれば、民設民営には課題があるということだそうです。今後、産廃もごみ量は減少していくため、民設民営で240トン炉で想定すると、採算を取るためには県の内外から産廃をかき集めなければならず、CO<sub>2</sub>排出には税などコストがかかり、処理費用が高くなる見通しであることや、公民連携方式の民設民営のモデルケースが全国でも事例が少なく、行政の関与の度合いや責任の所在が不明確だという指摘が相次いだといえます。

その検討委員会での試算では、現在の施設と同様の焼却炉を公設民営で建設した場合、2023年から2050年の27年間で掛川市、菊川市両市の負担は、基本構想の民設民営の方式よりも34億円安くなるという結果になったそうです。この検討委員会を傍聴した市民は、流れが変わった、今までは情報が少な過ぎたという声があったそうです。モデルケースの少なさが、公民連携方式、民設民営を再検討する1つの要因になっているのではないのでしょうか。

両市は、市民対話集会で対面、対話で住民の意思を確認し、専門家による検討委員会の意見も受け、民設民営を撤回し、公設で焼却炉を建設することになったそうです。このように住民は産廃を重大な問題として捉えています。

忠岡町は、住民の環境を守る行政としては、産廃で多量のごみを持ち込み焼却するような、この産廃焼却炉を持ってくるべきではないと考えますが、忠岡町の産廃焼却施設に対する認識をお答えください。担当よりお答えをお願いいたします。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

担当次長の新城でございます。

今後のごみ処理方針を検討する上では、施設整備費等の高騰による財政負担の増加、人口減少に伴う税収の減少やごみ量の減少なども想定され、また近年、国内で発生している大規模災害による大量の災害廃棄物の発生など様々な課題に対応する必要があります。

そのような中で、これら諸課題の同時解決を図るため、公民連携協定方式による新しい事業スキームを立案したところでございます。これまで実施したサウンディング調査や当該敷地面積から想定される施設規模として、日量200トン程度を現状想定しております。

産業廃棄物処理施設の設置につきましては、産業廃棄物処理法を初めその他諸法令の基準に適合することが必要となり、運用中においても定期的に都道府県知事の検査を受けることが義務づけられております。

議員ご指摘の点につきましては、法令等によるチェック等が適切に行われることで安全性を担保しつつ、冒頭申し上げましたが、ごみ処理における諸課題の解決を図ることが重要であると考えております。

以上でございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

法令等のチェックが行われるから大丈夫という認識のようではありますが、排ガスが基準以下であっても、これが量が多いと問題となる化学物質もその分たくさん出てるということになります。検査があると言いますが、ダイオキシン類の法令上の検査は年1回でよくて、時期も事業者の都合のよいときにできるので、検査前は問題となる物質はなるべく焼かないようにするとか、体制を整えて検査すればそう悪い数値は出ないなど、いろいろできるようであります。ヨーロッパのほうでは2週間、ダイオキシンのずっと検査をするのに、日本は1日4時間だけという、大変不十分と言えるのではないかと思います。

今後、産廃ごみも減っていくため、全国からごみをかき集めることになれば、どんなごみが入っているか分かりません。廃プラ、塩ビを大量に焼却されたらどうなるか。毎月とか毎日検査はありません。新浜とこの忠岡町は空気がつながっています。飛んできます。それでも安全性が確保できると言えるでしょうか。検査は毎日されておりません。その以外のときの部分というのが大変問題になると思いますので、そのところで安全性は確保できると本当に言えるでしょうか。お答えをお願いしたいと思います。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

現在、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大阪府へ届けています。検査については、議員ご指摘のとおり年1回でございます。ただし最終処分地、フェニックスの受入れ基準があることから、現在、忠岡町の場合、年5回の検査を実施しております。この事業が進み産業廃棄物を処理する場合でも、当該関係法令を遵守し適切な検査を行うこととなります。



以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

検査の回数が今現在、忠岡町は諸事情によって5回になっておりますけれども、普通は年1回でよいわけで、今度できる産廃施設は何回にされるのか、ちょっと分かりませんが、やはり365日、24時間運転されるので、その中での数回といっても、やはりそれ以外で出ているわけですから、やはりそれは安心というか担保にはならないと思います。

全国各地で産廃施設の計画が分かりましたら、住民の反対の運動なり意思が示されて、そしたら行政は住民の環境を守る立場で、取り得る範囲内で住民の意向に沿う態度を取っておられます。

東京のある村では、今現在起こっていますけれども、民間産廃施設反対の住民の意向を受けて、村は都に要望も出されているそうであります。

それで、あと高槻市ね、大阪の話ですが、高槻市では、これは議会のサイドの話ですが、2017年に産廃焼却施設の計画が分かって、市民が10万人の署名を、産廃反対の署名を集めて市議会に陳情され、そして産廃には住民同意が必要であるという条例案を議員提案を出して、そして全会一致で可決されて、現在その条例が生きています。そして、その結果、産廃計画は取り下げられたということでもあります。ですから、住民の環境を守るために議会も行政も、やはりできるだけ沿って動いていくというのが本来ではないかというふうに思います。

ということで、このようなことから環境ね、忠岡町は環境、住民の環境を守るということから産廃は設置しない、これが取るべき対応ではないかと思います。忠岡町はその点についていかがお考えでしょうか。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議員ご指摘のとおりなんですけども、環境保全につきましては行政は当然のことながら、民間事業者等におきましても法令等に定められる基準を遵守し事業を実施することが求められているところでございます。本事業の実施に当たりましても、諸法令の規定を踏まえて適切な事業実施に努めてまいります。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

その国の環境保全の基準というものが大変緩いということで、なかなか住民の安全性を担保するには至っていないというふうに思います。ということで、これはぜひ引き続きこの産廃問題については忠岡町とも議論もしていき、住民の方々の環境を守るところをぜひ反映して、そのようにしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。次の質問は、忠岡町のごみの9倍もの産廃が忠岡町に持ち込まれて焼却されるのは、ごみの減量化に逆行するのではないかという問題であります。

今や、世界各地で異常気象が起こっております。温暖化が進行し、大気温が高温となり、豪雨災害、干ばつ、森林災害、台風の大型化、海水面の上昇で島がなくなるなど、気候変動の対策はもう待ったなしであります。温室効果ガス、CO<sub>2</sub>を排出しないということを早く達成しなければなりません。CO<sub>2</sub>削減、ゼロにすることは国と地方自治体でも課題となっていることでもあります。

それなのに忠岡町は、今よりも9倍の量のCO<sub>2</sub>を新浜の先で発生させようとしています。これはごみ減量化に逆行し、温暖化対策にも逆行するのではないのでしょうか。担当よりお答えを頂きたいと思います。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

本町では、第4次循環型社会形成推進基本計画や大阪府循環型社会推進計画に掲げられる国や府の諸計画を踏まえ、忠岡町一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの減量を推進してまいりました。

ごみの減量を推進する理由としましては、市町村単位ではごみ処理経費の削減や埋立処分場の長寿命化等が掲げられますが、ひいては我が国の資源保護や低炭素社会の形成に寄与することが目的でございます。

また、令和3年度の環境白書においても、大都市圏においては土地利用の課題等から廃棄物の広域移動が想定されるものの、ごみの減量化や循環型利用については徹底を図っていくことが求められていることから、廃棄物の受入れと本町の減量化施策は分けて考える必要がございます。本町のごみの減量化に逆行するものではないと認識しております。

以上でございます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

持ち込まれる 9 倍もの大量の産廃と、忠岡町のごみは分けてカウントするという、大変私たちからしたら奇妙なお話であります。でも、忠岡町が建設させた焼却炉で燃やされて出てくる CO<sub>2</sub> の量は、明らかに 9 倍以上に増えていくわけであります。それが気候変動対策に町としても取り組むことが求められているのに、今よりも 9 倍、この忠岡町内で発生させるということに住民は、私たちは理解できません。CO<sub>2</sub> は増えてないのでしょうか。やはり 9 倍燃やしているんですから、現実そこからは今よりも 9 倍、全体で見たら 10 倍の CO<sub>2</sub> が発生しているのではないのでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

忠岡町の実際の空もそうなんですけども、近畿圏で発生したもので、その中には近畿圏で発生したごみなんですけれども、燃焼しているものなんですけれども、本町も含まれます。再利用でできるものは、リサイクルできないものは焼却処分となるわけですが、適切にエネルギーに交換することもすることにより、化石燃料の使用削減を行うことにより CO<sub>2</sub> の排出削減につなげるものでございます。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

3 回目です。もう過ぎていきますので。

6 番（是枝 綾子議員）

排熱利用ということで、発電をするということセットでされると思うんです。なんですけれども、それで発電したら CO<sub>2</sub> を出しても引いてあげますよと、差し引きしますよというのは、本当に CO<sub>2</sub> が減ってるんかといったら、減ってはないんですよ。だから、こういう国自体、国自身のその考え方がちょっとおかしいと思います。本当に真剣に CO<sub>2</sub> を減らそうと思ったら、そういうおかしいカウントではなく、本当にリサイクルするなり、あとそういう、もう焼却処分しなければならない、すると有害物質が出てくるものをつくらない、こういったこと、そういうのを全体で製造者の段階からきちんと、どういう組成でとかいうことできちんとすべきであるというふうに思います。

話が大きくなってしまいましたけれども、やはりそういった、数値上は増えないと、いろいろ数字の操作ができるということですが、実際は CO<sub>2</sub> の排出量が、発電をしたからといって実際に出ている量は減らないということだと思います。温室効果ガスをかえって増やすことになるのではないかというふうに思います。

質問が、これは3回目の質問でよろしいですか。今の。

議長（和田 善臣議員）

答弁ですか。

6番（是枝 綾子議員）

答弁を頂きたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

答弁、一言短く。

6番（是枝 綾子議員）

短く。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

今回、産業混焼施設の分なんですけども、化石燃料を使って発電するものではございません。ごみをですね。そこのごみを燃やして発電するという形になりますので、今よく言われている化石燃料を使って電力発電したりとかというところには、ちょっと違うと思います。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員、次の質問に移ってください。

6番（是枝 綾子議員）

温室効果ガスを減らすということで、忠岡町は真剣に考えていただきたいというふうに思います。

もう時間がないので、2つ目の質問ですが、大きな質問は民設民営の問題についてであります。

産廃ごみは各排出事業者の責任において処理されるべきものであります。忠岡町は一般廃棄物の処理に責任を負っているところであります。

ところが、産廃との混焼となり、完全な民間施設でとなります。今までになかった産廃処理施設になるわけでありまして。環境を守るため産廃ごみの量や質は忠岡町はどこまで、こういった民間施設なんですけれども、チェックできるのでしょうか。簡潔にお答えいただきたいと思います。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

新たな施設に持ち込まれる産業廃棄物についての、ごみの量、質については、マニフェスト等の提出を義務づける等の手法を考えております。具体的な手法については事業者との今後の協議になります。しかしながら、受入れを行う廃棄物については本町が認めたものに限定されることとなりますので、十分な把握を行い、適切なモニタリングを実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

十分な把握をされるというんですけれども、廃棄物の把握といってもデータを報告を受けるだけになるのではないかというふうに思います。町は一般廃棄物に責任を持つものであって、産廃までどう、管理責任あるんでしょうか。マニフェストが守られているかどうか、それは忠岡町の仕事ではないわけでありますね。大阪府がすべきことだと思います。だから、監視できないこのような産廃を忠岡町に持ってくるべきではないと。町が認めていないものが持ち込まれているかどうか、そういったことも本当に持ち込まれているかどうかというチェックができるのか。関与、指導は本当にできるのか。そういった、実際にそんなことができるのでしょうか。簡潔にお答えいただきたいと思います。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

監視、モニタリングについてですけれども、現状の事業スキームに従って中継施設、運営時のモニタリングと、仮称地域エネルギーセンター、SPCによる混焼施設の運営時のモニタリングに分けられますが、いずれについても基本協定締結後に事業の詳細やリスク分担などを決定する実施協定締結に向けて検討を進めることとなります。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

忠岡町がどこまで廃棄物の処理において責任が持てるかというところが、まだまだ分からないところではありますが、やりたいと思っても法令上そこができないとかいうことになるかもしれません。きちっと監視ができるものでなければやはり産業廃棄物は処理すべき

でないというふうに思います。

時間がございませんので、2つ目の今出たSPC、特定目的会社の収支の問題であります。それをつくって、その運営をするということではありますが、SPC、特定目的会社の収支が悪化すれば事業からの撤退もあり得るのではないかという点についてです。

公民連携方式、民設民営の事例が、さきに申し上げたとおり数件しかないということがあります。日本全国で。その1つの倉敷市の水島エコワークスは、20年間の契約がもうすぐ終了されますが、年間の経費が収入を上回り、受注企業が多額の損失を被ったため、令和6年度末でのことで、それ以上は契約を更新しないという方針となり、倉敷市はもうこれをやめて、公設で市民のごみの焼却施設を建設することになったということがあります。数例しかない1例が失敗して終了するということでもあります。収支が悪化した場合、事業は撤退もあり得ると考えられますが、いかがでしょうか。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

一般的に公民連携事業を進める上では、ご指摘のような倒産、撤退リスクや自然災害に起因するリスク等、様々なリスクがございます。今回の事業においては事業者との基本協定締結後、双方の参画による協議会を立ち上げまして、事業の詳細を決める実施協定に向けて調整をしていく流れとなりますが、その際には様々なリスクに対する責任の所在についても定めていくところでございます。

以上でございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

ちょっと時間がございませんので、事業の撤退もあり得るということでもありますので、その際、忠岡町の住民のごみがどうなるのかということでもあります。単独処理や広域処理の場合は行政、忠岡町からの税金投入ということもありますけれども、民間の施設の産廃炉に忠岡町が、それも200トンの炉に税金投入するということはできないと思います。ということで、大変なことになるということでもありますので、これは非常に先例がない、成功例がまだないという、そういったところに忠岡町は突入しようとしているということでもありますので、大変不安であります。

ということで、やはりこれは本当にどこまでいっても、これは産廃の問題もありますし、

運営の安定的な、そういった運営という問題もありますので、これは本当に認めるわけにはいかないというふうに思います。

最後のごみ焼却施設の民設民営の問題の3つ目の、民間施設のため住民の関与、チェックはできるのかという点であります。もちろん町民が直接そういうモニタリング委員会というところに参加できるはずがございません。民間施設であります。忠岡町は関われるのかもしれませんが、やはり住民がどう関われるのかというところが、この民設民営の問題の一番のところでもあると思います。住民の関与、チェックはできるのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

住民の関与につきましては、今回、9月12日にごみ処理方針と減量化に関する住民説明会を行います。

また、本事業が進む中において、まず施設の設計、次に環境アセスメント、都市計画法に基づく手続、建築基準法に基づく許可や確認が必要になってきます。その過程において住民の皆様や付近の企業等に対し、法令手続の中で事業の内容の説明を実施してまいります。

また、施設が完成し運用していく中においても、先ほどの説明と同じになりますが、運転管理のモニタリングを行い、その結果を公表し、議会、住民の皆様にご公開してまいります。

以上でございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

結果の公表はされるけれども、住民が関与したモニタリング委員会はないということだと思います。住民の意見やチェックできる公の場は必要であります。そういった運営に直接住民が意見を言える場ですね、そういったところが求められていると思います。

忠岡町の10年間の長期包括の契約の中では、住民が参加してのモニタリング委員会というのが、年2回ないし3回開かれておりました。不十分ではありますが、そこで住民が直接、事業者や委託先の事業者に意見を言ったり、そういった忠岡町に対しても言ったりということによって意見が交流できたというんですかね、意見を聞く場を持っていただけ

たというところがあります。しかし、そういうものも今回はないということでもあります。

ということで、やはりこれはこの住民参加というところがどこまで保障されるのかというのは、今後の一番重要な課題でもあるかと思しますので、それはぜひ設置をしていく必要があると思います。

掛川市や菊川市のように、住民説明会ではなく住民の意見を聞いて、ちゃんとそれに答える討論集会のような、そういったものを行政が行っております。出された住民の意見に忠岡町が真摯に耳を傾けて、やはり検討し直すということもぜひしていただきたいということを求めて私の質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

12番、日本共産党の河野です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず第1点目、忠岡町が広域で進めようとしていたごみ焼却施設、クリーンセンターについて質問いたします。

8月3日の令和4年度第1回忠岡町廃棄物減量等推進審議会専門部会が開かれ、忠岡町の焼却炉を令和6年3月で閉めて、そこに民間が200トンの産廃焼却施設を建設、忠岡町の家庭から出る一般廃棄物も焼いてもらう公民連携協定方式を進めたいという忠岡町の方針が示されました。

しかし、どれだけの費用がかかるのか。そのとき出された資料には費用が示されておりません。金額が載っているとしたら持込み費用とごみ処理費用の推移が書かれたイメージのグラフだけです。莫大な費用が要ると言われていた忠岡町の単独処理よりも、広域に加入したらぐんと費用のグラフが上がっている。広域に行くと高くなりますと言っていたのに、何とも理解ができない資料でありました。

このように忠岡町は費用想定も示さず、今まで忠岡町の方針であった泉北環境との広域化ではなく、公民連携方式の方針になったのか。

そして、8月24日、議員の説明会でようやく費用想定が出されました。ごみ処理の1トンのトンあたりは広域処理が3万8,168円、公民連携協定方式はトンあたり3万1,816円で、差が少ないと感じる費用が載っておりました。広域に加入したら莫大な



費用が要ると、この間町は言われてきました。しかし、このように費用想定が出ると差が、広域と民設民営とに大きな差がないのではないかと感じられます。費用想定がこんなに遅くなった理由はなぜなのか、ご答弁お願いしたいと思います。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

費用想定が遅くなったということにつきましては、この前、春から民間事業者のご意見とか聞きながら試算を出していただいております。それで、8月24日に詳細なもの、一部詳細なものを出していただきましたが、今、公民連携協定方式と、それと今の一部事務組合方式ということでの差ということになると思いますけれども、そちらについてのご答弁をさせていただいてもよろしいでしょうか。

8月24日に議員説明会でお示しした資料では、トン当たり町の負担費用としまして広域処理方式が3万8,168円、公民連携協定方式では3万1,816円と表記しております。こちらの費用については、市場価格調査やヒアリングによる聞取り価格、その他独自の設定に基づくもので、あくまでも参考値でございますが、ご指摘の数値についてはトン当たりの町負担費用ということでありますので、年間で発生するごみ処理トン数を乗じますと年間平均町負担費用となります。年間費用に直しますと数千万円の開きとなりますので、これが数十年継続すると考えますと大きな差になるかと考えております。しかしながら、費用比較につきましては他団体の動向により上下することも想定されますので、あくまでも参考ということをご理解をください。

ごみ処理方針を決めるに当たっては、こうした不確定要素を含んだ費用比較のみによるのではなく、住民サービス等の観点を含んだ定性的な比較において公民連携協定方式が有利であったため、優先事業方式として位置づけております。

以上でございます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

今の次長の説明で、年に換算すると数千万になるということでございます。ただ、不確定要素もいろいろとあるというところで、こんなぎりぎりに費用想定を出してこられて議論をする題材を今まで与えてこなかった、そのことで議会で議論ができなかったのではないのでしょうか。この反省についてはいかがでしょうか。次の後の質問のときに言ってく

ださい。

忠岡町はこれまでずっと泉北環境でごみを焼いてもらう方式、広域に入るための努力をしていくという、こういうことを言われてこられました。議会でもその方向で進めてほしいというのがこれまでの全体の議員の方針です。しかし、昨年 of 末に開かれた廃棄物減量等審議会から民間委託も選択肢に挙げてこられました。広域は10年後、またそれ以降の財政負担を考えてこの民設民営を選択肢に入れたということではありますが、その中でもやはり広域で進めてほしいという委員さんの意見が多かったように私は感じました。

それなのに、費用金額も出さないまま、この8月3日の専門部会で公民連携の今後のスケジュールを、それもイメージで出してこられた。もうこれは民設民営ありきとしか考えられません。そしてその後、8月24日の議員説明会でやっと初めてこの費用想定が出てきたわけなんですけれども、これまではっきりした金額を出さずに、広域は高くつくから無理だという説明を私たちは聞かされてまいりました。そういうことで少しそういった議論ができなかったわけですね。費用想定をもっと早い時点ですべて出していれば、広域に進むという真剣な議論ができたのではないのでしょうか。広域に加入したらものすごいお金がかかるから、安くつく民設民営で進めたいというのでも、費用想定が出たら当初言われていたよりも大きな差ではないと言わざるを得ません。きちっと費用想定が出ていなかった、そんな財政的な根拠が薄いまま民設民営に忠岡町は決めたのでしょうか。それについてお答えください。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

まず、費用想定を出すのが遅かった理由といたしまして、ご答弁させていただきます。令和3年度から公民連携協定方式を加えて再検討を行ってまいりました。昨年度には忠岡町一般廃棄物処理基本構想を取りまとめましたが、その中においても想定ごみ処理経費について言及しております。本年度は参入意向調査及び市場価格調査を実施してまいりまして、その結果等も踏まえて今回費用想定をお示しさせていただいた次第であります。特段遅いといった認識はございません。申し訳ございません。

また、別の質疑でもご回答させていただいたとおり、広域処理方式において他団体の動向により費用想定ができかねることから、費用比較についてはあくまでも参考であり、住民サービス等を定性的に比較した結果、公民連携協定方式が優位であったため優先事業方式として位置づけたものでございます。

以上でございます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

今のご答弁では、この費用想定を出すのは遅くはなかったというお考えのようであります。6月に中間報告があつて、なかなか私たちはこの金額がどれぐらいかかるのかと、そういうところが分からないまま、いきなりこの8月の24日ですか、24日に全員議員が集められてこの資料が出てきたという流れでございます。やはりここはしっかりと金額も出していただかないと議論ができない。ならばなかなか出なかったならば、もっとスケジュールを遅くするべきではないですかというふうに考えます。

その点については後の我が党の議員が質問しますので、ちょっとそこは避けますけれども、民設民営とするほうが経費が安くつくという説明であります。建設する土地は忠岡町から提供して、利益を生む産廃を焼く施設が来て、それで忠岡町は搬入したごみの量だけお金を払うのですから、安くつくということなんでしょう。

しかし、今の30トン炉の忠岡町の焼却炉の跡に、産廃も焼く200トン炉を建設するというんです。忠岡町の焼却ごみは1日20トンです。残り180トンは産業廃棄物、何を焼くのかも環境に及ぼす有害物質が出てこないか、そういったことが分かりません。このように住民に及ぼす環境問題の危険性については是枝議員からも指摘があったところがあります。

民設民営と広域処理とは当初言われたほど大きな差がないということは先ほども申し上げました。ということで、それでしたらやはり広域化に進むべきではないかというふうに考えます。

先ほど掛川市、菊川市のことも是枝議員から質問がありました。やはりきちっと試算をすると民設民営の公民連携方式より公設民営のほうが安くなったと、そういったことも報告されているわけであります。今まで当局はごみ問題、これについては目の前にあるごみを処理すればいいといった単純な問題、住民はそう考えているのではないかというふうなお考えも示されておられました。しかし、そんな単純な問題ではないというふうに思います。やはり資源や環境を守る問題でもあるんです。

忠岡町は住民サービスの低下ということも、今までの説明でございましたけれども、「広域に行くと夕方までごみが家の前に残るよ。収集が遅くなるよ」ということをおっしゃってました。しかし、広域でされている泉大津市、高石市も、家庭から出るごみは全て午前中に回収できています。そして、粗大ごみのほうですね。これも住民が持ち込む粗大ごみ、そうそう持込みはないというふうに思います。1年のうちに数回か、2、3年に数回かという程度だというふうに思います。それが住民サービスの低下と言えるのでしょ

か。

産廃を焼く民設民営は、広域に行くより安くつくと、金額だけで決めるようなことではないのでしょうか。産廃施設が来るということで全国でも住民の反対運動が起こっているということも先ほど報告されました。いわば迷惑施設なんです。

町長からのご挨拶の中で、「忠岡町単独処理は財政面を考えるとできない」と言われておられました。私たちもできることなら行政がちゃんとチェックができる、目が届く直営がよいと思っておりますが、焼却炉の建て替えの際、国からの補助金がない、町に技術職員がいない、町の費用負担が大きく難しいという点で、自治体が運営する泉北環境に加入して広域で進められるよう求めてまいりました。議会の中で深い議論が出ていない中、また住民に知らされていないままで、今回の方針転換は認めることはできません。

ごみは減量化、資源化、リサイクルしていったら燃やすごみは減らしてCO<sub>2</sub>を減らすというのが国や自治体の責任であるというふうに思います。忠岡町が焼いている20トンの10倍の200トン炉、200トンの炉でごみを焼くというのはこれに逆行するものではないでしょうか。迷惑施設といってもいい産廃焼却施設、これが建つとどんな環境汚染が出てくるかもしれない。しかもこの先、中間施設を含めて40年続くんです。一旦建ったらもうなかなか出ていくということはありません。

約15年前から忠岡町のごみ焼却施設は広域化で進むという、行政側もそして議会も同じ方向を向いて進んでおりました。本来進むべき方針は広域処理であり、その可能性をもっと真剣に追求されるべきだと思います。環境問題も併せて答弁をお願いしたいと思います。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

ただいまの議員のご質問なんですけれども、環境問題、公民連携方式よりも一部事務組合方式のほうで住民の関与ができるのではなかろうかというような関係になってくると思います。一部事務組合に参画することになりましたら、構成市から派遣された議員の皆様により組合議会で運転状況及び予算状況を審議することとなりますので、議会の関与という点において民意の反映が図れることとなります。

しかしながら、行政の責任という点では、公民連携協定方式においても変わらず、当然に果たすべきものであると認識しておりまして、十分な監視が図られるよう適切なモニタリングを行い、住民及び議会に対しても情報公開することで町としての責務を果たしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

費用想定が遅かったことについては、全くそれは反省がないということが分かりました。ひどいやり方だというふうに思います。8月、この24日に出して、9月の議会にそういった関連議案を出して、そして10月には公募型のプロポーザルを行う。その中で、議会の中では全く議論が上がらないということは指摘させていただきます。

次に移ります。さきの質問で、なぜ広域で進められるよう求めている理由は申し上げました。1つ目が産廃施設よりも広域で、そして2つ目は当初の説明より費用想定が、民設民営との大きな差がないこと、そして3つ目が、泉北環境施設組合は和泉市、泉大津市、高石市で構成されている特別地方公共団体です。何をどのように燃やすのか、行政の責任で運転管理をしている。そこに忠岡町が入ったら行政の責任で生ごみを減らす、ごみのリサイクルなど、住民と一緒に検討もして環境を守ろうとする運動が広がっていくのではないのでしょうか。どうお考えでしょうか。

議長、すみません。

議長（和田 善臣議員）

新城次長、答弁できますか。さっき答弁、ちょっと飛んだんと違うか。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

1つ目の質問のところで、それ、答弁されたというところですかね。そうですね。しかし、十分安心してできるということでもありますけれども、やはり民設民営で行くとモニタリングもあるということですが、やっぱり住民が入らないんでね。そこはやはり住民自治の問題でどうかというところはございます。

泉北環境には組合議会もあります。数名の議員もその中へ入れるということでもございます。住民がごみ処理について、我が町のごみ問題を我がこととして捉えて、どのような取組がごみの減量と地域の暮らしよい環境づくりに役立つかを自治体、そして住民自身が考えて協力し合って取り組むこともできるというふうに思います。ですから、やはり広域で行くべきだというふうに考えております。その点についていかがでしょうか。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

同様の答弁になりますが、行政の責任という点では公民連携協定方式においても変わらず、当然に果たすべきものであると認識しております。十分な監視が図られるよう適切なモニタリングを行いまして、住民及び議会に対しても情報公開することで町としての責務を果たしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

行政の責任、これは当然であります。やはりモニタリングがあって、そこには住民が入らなくて、そして情報公開をするというところで、情報公開ですから住民が意見を述べることはできないと、そういったところが問題だというふうに思うんです。やはり地域のまちづくり、ごみ問題は本当に地域のまちづくりの中で非常に重いものだというふうに思うので、やはり住民が参加できるという、住民自治を大切にしていっていただきたいというふうに思いますので、ぜひ広域化を目指していただきたいというふうに思います。

では、次に移ります。次は防災対策についてです。

ここ数年、記録的短期間大雨情報が発表されるなど非常に各地で被害が発生しております。最近よく聞く線状降水帯ですか、一部の地域に長いこととどまって大雨を降らす、そしてかなりの被害が出ると、そういったところが今、日本全国各地で報告されております。そういった中でやはり川の増水、これは住民にとって非常に心配されるところであります。

大津川の府道堺阪南線付近にできた中州に大人の背丈を超える草が生えているといったところで、大雨が降ったときに川の流れを阻害する危険があるのではないかと、そういったことで住民から不安の声が寄せられております。大阪府にしゅんせつを、これは府の管轄でありますけれども、やはり調査をしていただいて、どういった状況になっているのか、それはいかがでしょうか。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

そしたら、まず現状のしゅんせつ基準についてお答えをさせていただきたいと考えております。まず現状につきましては、大阪府鳳土木事務所より言いますと、5年に一度の堆積土砂状況調査を実施しており、令和3年度の結果になります。議員ご指摘の堺阪南線付近の堆積状況が、阻害率10%前後というところがございます。しゅんせつの判断基準といたしましては、阻害率20%前後になっているというふうに伺っております。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

基準は20%前後だということであり。しかし、それは一部であって、やはり中州になったところはかなり盛り上がっておりますので、それぐらいは素人目から見てなっているのではないかというふうに思うんです。なので、全体的には阻害率が10%あっても、ところどころやはり超えているところがあるのではないかというふうに思いますので、やはり住民の方は心配です。そして、大津川もね、忠岡町のほうが雨が降ってなくても、和泉市が降ってくるとかなり増水すると、そういったこともありました。ですので、これはぜひ大阪府にしゅんせつを要望させていただきたいというふうに思います。再度答弁をお願いしたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

今後につきましては、大阪府に対し堆積土砂の阻害による越水を起こさないような対処をしていただきますよう要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

これからまだまだ台風の時期も来ますので、大雨が降るとということも心配されます。ぜひもう一度、大阪府のほうにも要望して調査をしていただきたいというふうに思います。

最後に、今年3月に忠岡町の総合防災マップを作成されました。非常に立派なマップでございます。ご苦労さまでありましたというふうに思います。この洪水ハザードマップや避難のタイミングですね。これが記載されておりますが、なかなかこれを見ても理解できないと。ほとんど千年に一度はもう全て忠岡町が浸かるといったふうになっております。

そこで、やはりこれを見て心配なされる住民もおられると思うんです。見て分かりにくいと、そういったところは、やはり地域に出向いて説明をしてもらって住民の方に理解をしてもらおうと、このことが必要ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

水防法の改正に伴い、想定最大規模の降雨や想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域図が公表されたこと、また避難勧告の廃止などの避難情報の変更を受け、本町では令和4年3月に総合防災マップを作成し配布いたしました。

洪水、内水、高潮、津波のハザードマップ等災害情報や、避難行動の種類、防災対策等の啓発文面を掲載したものとなっております。

今回作成した総合防災マップにおける洪水のハザードマップでは、最大想定降雨では町内全域が浸水想定区域になることから、4月に開催された自治会長会議においてそれぞれの地域でご要望がありましたら、町職員が地域に出向いて説明をさせていただくのでお知らせいただきますようご案内をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

自治会に対しては呼びかけもしていただいているということでもあります。それについてはよかったというふうに思うんですけれども、千年に一度でしたらほとんどされませんが、もう1個前のページを見ると百年に一度の洪水ハザードマップもございます。これはちょっと地域が限定されている場所ですね。今、ここ3年目に入るんですか、コロナでなかなか集会もしにくいと、人が密集できない、集められないという、そういったところで機会も少ないとは思いますが。

しかし、やはりこういった百年に一度でしたら、非常にもう高月北のところ辺とか馬瀬の辺ですね。こういったところが浸水するというふうに出されていますので、特にこういった地域はもう一度町からも呼びかけて行って、コロナが収まった頃には行きますよと、説明させてもらいますよと、そういった説明も1回ではなくて、またそれは集まる、1月に1回ですか、自治会の役員のはね、そのときにもやっぱり呼びかけて行ってほしいというふうに思います。いかがですか。



町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

機会がありましたらまた自治会のほうにお声をかけさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

よろしく願いしたいというふうに思います。なかなか職員さんもいろいろと研究されてはおられると思いますけれども、やはり専門の防災士さん、それもおられないということで、そういったことも今まで私も提案もさせていただきました。非常にコロナ、コロナで避難訓練もできないと、そういったところもございますけれども、やっぱり防災マップ、せっかくいものを作っていましたので、それが実際に活用できるように、地域に出向いて住民さんに直接言葉で説明していただきたいというふうに思います。これはお願いしたいというふうに。

終わります。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

河野議員ね、先ほどちょっとさきのほうの質問で、答弁、ちょっと職員が張り切り過ぎて先行した部分がありましたので、その辺はまた特別委員会でしてください。よろしく願いします。

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

5番、日本共産党、二家本英生です。この9月議会、最終の一般質問となりますが、これより一般質問を行います。よろしく願いします。

まず、1つ目の質問になります。産業廃棄物焼却施設についてということで、この点で2点質問させていただきます。

まず1点目、住民説明会についてであります。

まず、今年3月に忠岡町一般廃棄物処理基本構想が発表され、その中で第1章、基本的事項の1、策定の背景の文末に「住民、事業者、忠岡町が共通の認識に立ち、それぞれが取り組むべき役割と方向性を見出していきます」と書かれています。また、令和6年4月からのごみ処理方式について、(1) 現有施設での処理継続、(2) 近隣の広域処理組合に委託、(3) 民間委託(将来公民連携PPP/PFIに移行)の3案について、検討を行う、と示されていました。

その後、議会にも報告が行われましたが、8月3日に行われた廃棄物減量等推進審議会の専門部会で、公民連携方式を第1優先事業方式として選定する方針が示され、将来、民設民営で産業廃棄物との混焼施設ができるということでした。

議会にも住民にも浸透していた広域化ではなく、公民連携方式への方針変更であり、しかも、産廃施設ということで、住民への説明がされていないということで、日本共産党の議員団は、翌8月4日に住民説明会を開くよう申し入れました。

議会に方針選定後の説明会が、8月24日に行われましたが、多くの議員から住民への説明不足であり、説明会の開催を求める声が多数あり、急遽、9月12日に説明会が開かれることになりました。

住民の立場からすると、9月12日に方針変更後、初めて説明を聞くことになります。その後のスケジュールについては後ほど質問を行います。住民が考える時間はごくわずかしきありません。今後約40年間にわたるごみ処理問題は、住民と行政が共同で考えていく事業であると思います。そのためにも、もっと早い段階で説明会を開催すべきではなかったでしょうか。このことについて忠岡町のお考えをお示してください。担当部長より答弁お願いいたします。

住民部(新城 正俊次長兼生活環境課長)

議長。

議長(和田 善臣議員)

新城次長。

住民部(新城 正俊次長兼生活環境課長)

本件につきましては、かねてより本町のごみ処理費用の低減を図るため、他市町の先進事例を研究しておりましたところ、公民連携協定方式による新しいごみ処理の手法が、本町のごみ処理課題が解決し得る可能性があるということで、令和3年度からこれまでの広域処理方式から裾野を広げて再検討を開始したところでございます。

これまで、それぞれの手法の優位性比較や新しいごみ処理手法の実現可能性について検討を進めてきたところではございますが、これらについては意思決定に至る経過過程であ

りまして、住民説明会を開催する段階ではなかったと考えております。

しかしながら、議会に対しては、本年度においても5月の10日、8月の24日に説明会を開催させていただき、6月29日においては議員全員協議会において中間報告をさせていただいたところでございます。

また、住民の皆様に対しては、それらの説明会や全員協議会における資料をホームページに掲載しまして、情報の公開に努めてまいりました。

今回、これまでの検討から今後のごみ処理方針を決定し、事業化させていく段階となりましたので、9月12日に住民説明会を実施しまして、ご理解を得ていきたいと考えております。

以上でございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

このごみ処理の問題については、先ほども言いましたとおり住民と行政で考える大きな課題であります。答弁の中でも事業化させていく段階になったから住民説明会を実施するとありましたが、方針を選定してから住民への説明となると、方針に対して住民の意思は反映されない可能性もあります。

また、住民への公開ということで、ホームページにも資料を掲載していますとのことでしたが、このことについて住民には周知されましたでしょうか。8月の広報で案内はされていましたが、わずかな説明しかされておらず、「詳細はホームページをご覧ください」と書かれていました。

ホームページに掲載については、7月11日ぐらいから、随時資料が追加されていましたが、住民にはあまり伝わっていなかったと思います。ホームページ上では、住民からの意見、質問等を募集していますが、いまだに意見が0件であります。これでは住民の意見が反映しているとは思えません。住民とともに考えるなら、ホームページに掲載した時点で説明会を開くことができなかつたのでしょうか。もう一度答弁お願いいたします。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

答弁が重複すると思いますが、現在はそれぞれの手法の優位性の比較や新しいごみ処理手法の実現可能性について検討を進めてきました。本来、これらは意思決定に至る経過過

程でありまして、住民説明会を開催する段階ではないと認識しております。今後は住民説明会に応じまして積極的にやっていきたいと思っております。

以上でございます。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

経過過程なので住民にはなかなか発表できなかった、説明できなかったということでもあります。それで発表ができる段階になったということで、9月12日に説明会が開かれるとのことだったんですけども、もしこの住民説明会の中で参加された住民から不安点や問題点を挙げられた場合、その問題を解決するまでの間、事業の延期や見直しをするのでしょうか。今まで住民の意思を反映する場がなかったわけですから、それぐらいの期間はやっぱり取るべきではなかったでしょうか。その点についてお答え願います。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

住民説明会をもしましたら様々な意見が出ることを考えられます。逐一、その意見に対しましては丁寧な説明をしてみたいと思います。意見が出まして、そちらのほうが出まして、そちらのほうでこちらの方針を変えていくという手法は考えておりません。

以上でございます。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

意見とかは聞くけども、方針変更はしないという答弁でした。これではやっぱり住民が納得しないところではあります。

もう3回質問したんで、次の質問に移りたいと思っております。その中でスケジュールについての質問になります。

8月24日の議員への説明会の資料で、今後のスケジュールとして、10月には業者への公募を行い、12月には公民連携のための協定書を締結する予定と、町からの方針が示されました。

そのスケジュールで進むと、議会の審議がわずか1か月余りしかありません。議会においては慎重な調査や議論が必要ということで、この9月議会で特別委員会が予定されていますが、住民の皆さんにとっては、住民説明会から数えると、1か月弱しかなく、時間があまりにもないところでもあります。その短期間の中で、今後約40年間にわたる一大事業のごみ処理方針を議論するのは、住民の意思が反映されていないまま、10月の公募、そして12月の協定書を締結することになります。

これではやはりあまりにも期間が短過ぎます、しかも、将来に予定されているのは、産廃施設ですので、先ほどの是枝議員からの産廃施設の危険性もおっしゃったように、住民から様々な不安要素が出てきて当然のことだと思います。住民の中でももっと慎重な議論にならなければなりません。そのためには、その議論期間を設けるため、10月の公募を延期し、住民とともに考える期間を設けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

本件につきましては、現在のクリーンセンター包括的整備運営管理事業完了後の令和6年4月1日以降のごみ処理方式について検討を進めてきたところではございます。それを見据えた想定スケジュールをお示しさせていただいたところでございます。住民による議論というところにつきましては、今後事業化し、進めていくことになりましたら、その中で適切なお説明をさせていきたいと考えております。

以上でございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

答弁の中で「住民による議論は、今後、事業化し進めていくことになったらそのときに適切な説明をする」との答弁がありました。しかし、協定書を締結してしまうと後戻りはできません。だから協定書を結ぶ前に住民からの意思を十分に確認する必要があります。このままでは住民の意思確認が取れない状況であります。

また、本来なら、産廃を設置するときは地域住民や近隣の事業者などと事前協議を行い、理解の上で計画を進めていかなければなりません。予算面においてもきちんとした計画を立て、新年度予算で組まれるものであります。この9月議会では、ごみ処理方針関連の補正予算が組まれています。本来、補正予算は緊急やむを得ない場合などに予算の追

加やその他の変更を行うものとされています。約40年もの事業を緊急的で済ますのはいかがでしょうか。

また、忠岡町はごみ処理方式の重要な事業を、このようなタイトスケジュールにしなければならなかったのか、というのがあります。その理由をお示ししてください。よろしくをお願いします。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

この補正予算につきましては、これまで3つの方式で事業方式を検討してまいりましたが、その定性的評価を行ってきたこと、また春先からサウンディング調査を行いまして、この公民連携協定方式が実現可能な案であると確認するんですね。それが今年度にかかったこと、それらを踏まえまして、今、公民連携協定方式が優位であるという結論が出たわけですが、この時期はもう既に新年度予算の時期をとうに過ぎて、今年度にかかったということでごさいます、このたび補正予算で上げさせていただいた次第でごさいます。

以上です。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

新年度予算、今年の当初予算で計画していればこういうことはなかったと思います。急に決まったことだと思いますので、補正予算をこの9月に議会に上げて、この9月の議会だけで審議するという事になってしまうから、どうしてもタイトなスケジュールになってしまうということでもあります。

まあ、そういう話も出てますけども、現在のクリーンセンターの整備運転管理委託が、令和6年3月末で契約が終わります。そして、公民連携方式では令和6年4月から中継施設によるごみ処理を開始するスケジュールになっていると思います。それにどうしても合わそうとするからスケジュールに無理が生じて、住民の中で十分な議論や意思も確認ができないまま事業を進めていくことになると思われまます。このまま、住民不在のまま事業を進めてもよいのでしょうか。住民の意思確認の場をどこで設けていくか、お示しいただきたいと思われまます。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

ちょっと午前中の松井議員の質疑の中でもお答えしたことなんですけども、今回協定を結ぶというのは基本協定でございまして、それをもって40年間の契約をするわけではございません。この事業方式が本町の募集要綱に応じて提案していただける事業者があって、その本町の募集要綱に対して事業者の提案ですね。提案を受けて、一番よい提案をしたところの事業者と忠岡町が協定を結んで、お互い協力しながら新しい施設、これから生み出される施設について費用、事業者側の費用負担において設計とか計画を進めていくということでございまして、まだ何も設計図面とかございせんので、絵面も見せることができませんし、そうした基本協定を結んだ後にそうした調査が進みますといろいろな、質疑の中でいろいろ出てまいりましたけれども、環境的な問題でありましたりとか施設の概要が分かってくるものと思っています。

その段階になりましたら、当然ながら議会を含めまして、住民の皆様にもいろいろと情報提供させていただきながら、説明もさせていただきながら、お互いこれでいけるなという合意に達した段階で最終的に実施協定を結んでいくということになっておりますので、それがお互い納得できない状態であればその実施協定は結ばずに、再度検討を続けていくということになろうかと思えます。

また、住民への説明ということもありましたけども、これから施設の設計とかが、基本プランができ上がりましたら、まずは環境アセスメントの手続が始まってまいります。これには5年ほどを見ておいてほしいというふうに言われています。これはその環境的な調査を詳細に行いまして、住民であったりとか付近の事業者様であったりとか、そうしたところへの周知の期間も含めての時間でございまして。

その環境アセスメントが終わった後には都市計画等の手続もあつたりとか、その後には建築開発の前の事前協議の手続なんかもありまして、そこでもまた住民に周知をしていくような時間もございまして。ですからその時々、そのレベルに応じた内容について周知、また説明させていただきたいと考えておりますので、ここで全てが決まって契約を結ぶわけではないということをちょっとご理解いただけたらと思えます。

以上です。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

最後に1点だけ。今後のスケジュールをお話しいただいたんですけども、結局は今回の公民連携の協定書、それを結ぶことによって今後の産廃に向けての、混焼施設についての設計が始まるということでした。その中で、実施協定の中でなかなか折り合いがつかないところであれば実施協定を結ばないと、そういったこともおっしゃってました。これが本当であればまだしばらくの間は議論はできると思いますが、ただ、やはり最初の協定書というのは契約であります。それを基本的には崩さないというのが、本当の意味での協定書だと思います。それをする前に本来であれば住民の意思や、また近隣事業者の意思を確認をしなければならなかったと思います。その点については申し上げておきたいと思いません。

続きまして、防災についての質問を行います。

この質問に関して、時間も少ないですので、1番と2番を一括して質問を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

はい、どうぞ。

5番（二家本英生議員）

ありがとうございます。

災害の危険性は年々高まっています。従前から南海トラフ地震や上町断層帯の直下型地震も危惧されていますが、近年は異常気象による豪雨で水害が頻繁に発生するようになりました。国は、令和元年の台風19号等の被害を踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法や水防法等、一部改正が行われました。それを受け、忠岡町でもハザードマップを含めた総合防災マップが改訂され、住民の命を守る避難行動に重点を置かれていると思います。

避難する際、災害弱者と言われる方がいます。災害時に一般の人々を同じような危険回避行動や避難行動を行うことができず、避難生活、生活の再建、復旧活動において他者による援護を必要とする人々です。主に高齢者や障がい者、妊婦さんなどです。避難が困難な方への支援がより重要になってきます。1人でも被害者を出さないための個別の避難計画が必要となってきます。

6月議会で党議員団の是枝議員が一般質問で同様の質問を行っていますが、避難行動支援者名簿の作成及び更新、そして個別避難計画の作成状況について、進捗状況を教えてくださいたいと思います。公室長でお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

避難行動要請者名簿につきましては、地域防災計画で定めた対象者に対して申請書を送



付し、申請のあった者を名簿に登載しております。令和4年度については作業中ではありますが、令和3年度での名簿登載者数は約600名でございます。また、個別避難計画については令和3年に法改正され、策定が努力義務化されており、本町では現在、大阪府等が実施する策定に係る研修や情報収集を行っているところでありますので、現時点での個別避難計画の策定率はゼロでございます。

ただし、従前から本町で取り組んでおりました避難行動要支援者支援プランにおける個別計画の策定率、マッチング率は約30%となっております。本町が現在策定している個別計画は、法改正後の個別避難計画の要件となります要支援者が避難する避難所の記載がないため、策定率はゼロとなっているところでございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

作成状況は6月にお伺いしたところとそれほど進捗は進んでいないと。令和3年度の法改正によって個別支援計画の作成について、避難所の策定がないからゼロということでした。現状の要支援者支援プランではなかなか、自治会も協力していただいていますけれども、現在頭打ちということをお伺いしています。そこには様々な、いろんな原因があると思いますが、引き続きこの件については努力をお願いしたいと思います。

その要支援者支援プランでは、支援対象者として介護保険における要介護認定者のうち、要介護3から5、身体障がい者1級・2級、知的障がい者・児で療育手帳A判定の方、75歳以上の高齢者のみの世帯の者となっております。その中には精神障がい者の対象はなっていません。

精神障がい者も災害時には避難が困難になります。大阪府全域で見ても、ほとんどの市町村が精神障がい者1級の方を支援対象にしています。忠岡町においても支援対象にしたいと思いますが、ぜひ検討をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町での避難行動要支援の対象者は、地域防災計画で要介護3から5、身体障がい者手帳1級・2級、療育手帳A判定、75歳以上の高齢者のみの世帯としておりますが、これらの方以外にも個別、具体の状況から支援を必要とする方を対象としておりますので、精神1級の方についても申請いただきましたら対応してまいりたいと思いますので、よろしく

お願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

精神 1 級の方も対象ということで、昨年、対象者に対して資料を送付していただいたように、精神 1 級の方も同様の手続をして申請にこぎつけていっていただきたいと思いません。

そして、今回の災害対策基本法の改正で、市町村が主体となって個別避難計画の作成が義務化されており、先ほど公室長からも答弁いただきました。この期間がおおむね 5 年程度と示されています。計画の策定に向けて、忠岡町は今後どのような対応をされますでしょうか、お示してください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

今後につきましては、福祉部局と協力しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員、もう 3 回を過ぎていきますので簡単に。

5 番（二家本英生議員）

分かりました。

これも 6 月議会で頂いた答弁と同じなんですけども、できるだけ早く、やっぱり個別避難計画というのは要支援者が必要な制度でありますので、できるだけ早い段階で計画の作成にこぎつけていっていただきたいと思えます。

すみません、最後の質問になります。子ども、特に障がい児が避難できる福祉避難所の設置についてであります。

先ほどの災害弱者にも該当しますが、何らかの障がいを持っている子どもにとって、通常の避難所での生活は、健全な子どもより様々なストレスを感じやすく、避難生活での体調不良になりやすい傾向になります。そういった子どもたちの避難生活での二次被害を防ぐためにも、子どもの福祉避難所の存在は重要になってきます。忠岡町には指定福祉避難

所として、シビックセンター2階の保健センター、それと15の施設との福祉避難所の協定を結んでいます。その施設の中で障がいを持った子どもたちが安心して行ける避難所はございますでしょうか、答弁お願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町では、町内の15の要配慮者施設と、災害時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定を締結しておりますが、主たる利用者は大人を想定しており、また町保健センターも福祉避難所と指定しておりますが、開設時には大人も子どもも利用できる避難所となります。

そのようなことから利用者は在校生とその家族になってしまいますが、現在大阪府和泉支援学校と、災害時における福祉避難所として施設利用に関する協議を始めており、早急な覚書締結を目指しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

少しではありますけども、和泉支援学校のほうで、在校生に限りますが、そういった子どもを受入れ可能になったというのは、一歩前進したかなと思います。

今後として、地域の支援学級に所属している子ども配慮が必要な子どもになってくると思っています。そういった方の、そういった子どもの避難所の設置に向けて検討もお願いしたいところでありますが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町の施設におきましては、非常に子どもの福祉避難所の、専門的な避難所というのはなかなか難しいところではございます。今後、和泉支援学校のような形で、福祉避難所の取組をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

災害時にこういった子どもたちが安心して過ごせるような避難所というのは、重要な公的な役割やと思いますので、その辺はまた今後に向けて検討していただきたいと思います。

以上で一般質問を終了します。

議長（和田 善臣議員）

以上で、二家本英生議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これをもって一般質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次の会議は明日 9 月 9 日午前 10 時から開きます。本日は大変ご苦労さまでございました。

（「午後 4 時 40 分」散会）